

官報号外 平成七年三月二十四日

○第百三十二回 衆議院会議録 第十七号

平成七年三月二十四日(金曜日)

平成七年三月二十四日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

北海道開発審議会委員の選挙

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

原子力安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

漁港審議会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

緊急失業対策法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関する承認を求めるの件

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び介護休業等に関する法律案(松岡滿壽男君外四名提出)

の趣旨説明及び質疑

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

午後一時三分開議

○議長(土井たか子君)

泰正さんを、

原子力委員会委員に新井明さんを、

中央更生保護審査会委員に宇野昌人さんを、

漁港審議会委員に米倉智さんを、

任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいと

の申し出があります。

まず、原子力委員会委員、原子力安全委員会委員及び国家公安委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の皆さんの起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多數。よって、いざ

れも同意を与えることに決まりました。

次に、中央更生保護審査会委員及び漁港審議会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決まりました。

議長は、北海道開発審議会委員に

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決まりました。

中川 昭一さん 増田 敏男さん 町村 信孝さん 小平 忠正さん

を指名いたします。

○議長(土井たか子君) 議案上程に関する緊急動議を提出いたしました。

内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案を

議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決まりました。

本院は、阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図る等のため、

第一に、個人の住民税について、阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る道府県民税利子割の額を還付する等の措置を講じることといたしております。

第二に、不動産取得税について、被災市街地復興土地区画整理事業に伴う復興共同住宅区内の土地の共有持ち分等の取得について非課税措置を講じることといたしております。

第三に、固定資産税及び都市計画税について、

阪神・淡路大震災により住宅が滅失・損壊した場合に、平成八年度分及び平成九年度分について、

住宅が再建されるまでの間は、その敷地であった土地を住宅用地とみなして課税標準の特例措置等を適用するとともに、滅失・損壊した家屋及び償却資産の所有者等がこれにかかるものを平成十年一月一日までの間に取得した場合等に、三年度間二分の一を軽減する措置を講じることといたしてあります。

以上が、本案の概要であります。

本案は、本日本委員会に付託され、野中自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有一さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長尾身幸次さん。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する

法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔尾身幸次君登壇〕

○尾身幸次君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、阪神・淡路大震災による被害が、広範な地域にわたり、同時に大量・集中的に発生したこと等を踏まえ、先般、緊急に対応すべき措置として講じた所得税における雑損控除の特例等の措置に加え、被災者・被災企業の被害に対する早急な対応及び被災地における生活・事業活動の復旧等への対応を図る等のため、所得税、法人税その他国税関係法律の特例を講じようとするものであります。

以下、その主な内容を申し上げます。

まず、被災者・被災企業の被害への早急な対応として、大震災により住宅が居住の用に供するこ

とができなくなった場合の住宅取得促進税制の適用の特例、財形住宅貯蓄等の要件に該当しない払い出しの場合の所得税の課税の特例、震災損失の繰り戻しによる法人税額の還付、法人の利子・配当等に係る源泉所得税額の還付、相続税・贈与税の課税価格の計算の特例、被災土地等に対する地

租税の免除等の措置を講ずることにしております。

次に、被災地における生活・事業活動の復旧までの対応として、被災給与所得者等が住宅資金の無利息貸し付け等を受けた場合の所得税の課税の特例、被災者向け優良賃貸住宅の割り増し償却、被災土地等事業用資産の買いかえの場合の課税の特例、被災代替資産等の特別償却、被災市街地復興特別措置法に基づく土地区画整理事業等に関する土地譲渡益課税の特例、被災代替建物に係る登録免許税の特例等の措置を講ずることにしております。

その他、居住用財産及び特定の事業用資産の買いかえの特例等に係る買いかえ資産の取得期間等の延長の特例、消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る適用關係の特例等、所要の措置を講ずることにしております。

本案は、本日武村大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 山本有一さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

緊急失業対策法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関する

承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

○議長(土井たか子君) 緊急失業対策法を廃止する法律案、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関する

承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。労働委員長笹山登生さん。

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

緊急失業対策法を廃止する法律案及び同報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関する承認を求めるの件及び同報告書

〔笹山登生君登壇〕

○笹山登生君 ただいま議題となりました両案件について、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、緊急失業対策法を廃止する法律案について申し上げます。

緊急失業対策法は、終戦直後に大量に発生した失業者に対して、再就職するまでの一時的な就労の場を提供することを目的として、昭和二十四年に制定・施行されたものであります。その後、就労者数がほぼ一貫して増加を続け、次第に事業の非効率、失業者の滞留といった問題が生じ、失業対策事業が一時的な就労機会を提供する方法としては有効に機能しがたいという指摘がなされ、至り、昭和四十六年には失業対策事業への新規流入が停止されることとなりました。

(号) 報

その後、雇用対策を拡充強化するための各般の施策が講じられる一方で、失業対策事業の円滑な終息に向けた取り組みが行われた結果、失業対策事業に就労する失業者数は大幅に減少しているところであります。

本案は、このような状況にかんがみ、緊急失業対策法を廃止しようとするものであり、施行期日は平成八年四月一日としております。

本案は、去る三月十七日参議院より送付され、同日付託となり、本日の委員会において浜本労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行った、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関する法律の一部を改正する法律案についての浜本労働大臣の趣旨

認を求める件について申し上げます。

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、再就職を希望する女子の職業相

談、職業紹介等を専門的に取り扱う公共職業安定所の出張所一ヵ所を設置する必要があるので、そ

の設置について国会の承認を求めるようとするものであります。

本件は、去る三月十三日付託となり、本日の委員会において浜本労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、緊急失業対策法を廃止する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

○議長(土井たか子君) 起立立派。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関する法律の一部を改正する法律案についての浜本労働大臣の趣旨

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決りました。

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び介護休業等に関する法律案(松岡滿壽男君外四名提出)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) この際、内閣提出、育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び

法律案(松岡滿壽男君外四名提出)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) この際、内閣提出、育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び

法律案(内閣提出)及び介護休業等に関する法律案(松岡滿壽男君外四名提出)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) この際、内閣提出、育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び

の支援事業の充実も求められているところであります。

こうした背景のもとに、政府としては、一昨年四月より婦人少年問題審議会において介護休業制度等の普及対策について御検討をいたしまいましたが、昨年の十一月、同審議会から建議をいただきましたので、この建議に沿つて法律案を作成し、同審議会その他関係審議会にお諮りいたしましたが、提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、介護休業制度の創設であります。

労働者は、一定範囲の家族を介護するため、期間を明らかにして事業主に申し出ることにより、連続する三月の期間内において、対象となる家族

一人につき一回の介護休業をすることができるこ

ととしております。

第二に、勤務時間の短縮等の措置であります。

事業主は、介護休業期間と合わせて連続する三月の期間以上の期間において、勤務時間の短縮の措置その他の、労働者が就業しつつ一定範囲の家族を介護することを容易にするための措置を講じなければならぬこととしております。

第三に、育児または家族の介護を行う労働者等に対する支援措置であります。

国は、育児または家族の介護を行なう労働者等の雇用の継続、再就職の促進を図るために、事業主等に対する相談・講習、育児または介護により退職した者に対する再就職支援その他の支援措置を講ずることとしております。

第四に、育児休業または介護休業を取得する労

労働者の代替要員に関する委託募集の特例についてであります。

一定の基準に合致すると認められた事業協同組合等が、その構成員たる中小企業者の委託を受け育児休業または介護休業を取得する労働者の代替要員の募集を行う場合は、許可制を届け出制にして手続を簡素化することとしております。

なお、この法律は、本年十月一日から施行することとしておりますが、介護休業、勤務時間の短縮等の制度に関する部分につきましては、全事業所において介護休業等の制度を円滑に導入するための準備期間をとるため、平成十一年四月一日から施行することとしております。

以上が、育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でござります。(拍手)

○議長(土井たか子君) 提出者松岡滿壽男さん。

〔松岡滿壽男君登壇〕

○松岡滿壽男君 ただいま議題となりました介護休業等に関する法律案につきまして、趣旨とその内容の概略を御説明申し上げます。

我が国は世界に例を見ないほど急速に人口の高齢化が進行しております。その結果として、高齢あるいは疾病のために介護を要する高齢者が急増しており、世界一の超高齢社会が到来するのであります。それは、先進諸外国が経験したことのない急激な変化であります。その結果として、高齢あるいは疾病のために介護を要する高齢者が急増しており、これに対応する施設・制度の充実は国民の切実な要請であります。また、介護休業は、自助・共助・公助の重層的な介護システムを構築するための介護の方法について国民の選択肢を多様化するあります。

また、今日、急激な核家族化と女性の就業率の増加が進行しており、その結果、高齢者等の介護

を担う労働者の精神的・肉体的・経済的負担は過重なものとなつております。介護を支える家庭的・社会的環境は急速に悪化しております。したがいまして、労働者が安心して家族の高齢者等の介護を行える制度を確立することは政治の重要な課題であります。

こうした状況を前にして、政府は平成元年に「高齢者保健福祉推進計画」を策定し、さらに平成六年にはその全面的見直しである新ゴーランドプランを策定する等、高齢者福祉の実現のために諸制度の整備を進めておられるることは承知しております。しかしながら、現在の政府の取り組み状況を見ると、その実現への道のりは遙々としたものと言わざるを得ません。

申し上げるまでもなく、高齢者等の介護体制の整備は総合的に取り組むべき課題であります。要介護者の介護については、福祉施設の整備によって施設介護の体制を整備するとともに、他方では、社会保障制度の拡充や介護サービスの充実により在宅介護を支援する体制の確立を図らなければなりません。このために、介護を要する家族を抱える労働者が雇用を継続しつつ介護ができるよう、介護休業制度の法制化がぜひとも必要であります。

現在なお公的介護体制が十分とは言えない状況のもとで、介護を要する家族を抱える労働者にとって、介護休業の権利の速やかな確立は緊急の要請であります。また、介護休業は、自助・共助の代替要員を確保するのを支援するため、一定の要件を備える中小企業団体は例外的に、届け出をするだけで介護休業等の取得者の業務を処理するためには必要な労働者の委託募集を行えることとしております。

我々新進党は、以上の認識に基づき、介護休業制度の可及的速やかな確立を図るために、ここに本法律案を提出いたしました。

以下、本法律案の内容の概要を御説明いたします。

第一に、この法律は、日常生活を営むのに支障がある家族に対する介護を行うために、権利としての介護休業制度を設けると同時に、勤務時間等の条件の整備を目指すものであります。

第二に、この法律においては、介護休業の対象となる家族の範囲を配偶者、子、父母もしくは配偶者の父母またはその他の同居の親族としており、配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親子関係には事実上養子縁組と同様の事情にある者を含むものとしております。

第三に、介護休業期間は一年間を限度とするとともに、介護休業の回数は、介護休業の対象となる家族のおののが介護を必要とする一つの継続する状態ごとに一回としております。なお、労働者は、原則として休業開始予定期の二週間前までに事業主に申し出ることにより介護休業をすることができるとしており、この申し出があったときは事業主はそれを拒むことができないものとしております。

第四に、就労しつつ家族の介護を行うことを希望する労働者に対して、事業主は一年間以上の期

間にわたり勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないこととしており、この措置は介護休業と組み合わせて取得することもできるとしております。また、事業主は、介護休業や勤務時間の短縮等によらずに家族の介護を行う労働者に対して、それらに準じた必要な措置を講じるよう努めなければならないものとしております。

第五に、事業主は、介護休業あるいは勤務時間の短縮等の措置を申し出るいは取得した労働者に対する支援措置を定めるほか、家族の介護を行う労働者及び事業主、事業主の団体等に対する支援措置を定めることにより、家族の介護を行なう労働者等の雇用の継続等を図り、これらの者の職業生活と家庭生活の両立に寄与することを通じて、高齢化社会に向かっての経済的・社会的条件の整備を目指すものであります。

第六に、国は、介護休業制度及び勤務時間の短縮等の措置の導入による事業主の急激な負担の増加を緩和するとともに、これらの制度・措置の円滑な定着を図るため、事業主に対する給付金の支給を含む各種の援助を行うこととし、その際、現時点における介護休業制度の導入比率が低く、また導入に当たっての困難な事情がある労働者に対する支援を行うことは特別に大きいと考えられる中小企業者に対しては特別の配慮をするものとしております。また、国は、労働者代替体もこれに準じた措置を講じるよう努めなければならぬこととしております。

第七に、中小企業者が介護休業等を取得した労働者の代替要員を確保するのを支援するため、一定の要件を備える中小企業団体は例外的に、届け出をするだけで介護休業等の取得者の業務を処理するためには必要な労働者の委託募集を行えることとしております。

号外 報

第八に、国は、介護休業中の労働者の所得を保障するため、別に法律で定めるところに従い、労働者に介護休業給付を支給するものとしております。なお、この介護休業給付は雇用保険制度から支給することを想定しております。

第九に、介護休業を取得する労働者の負担を軽減するため、介護休業中の労働者の負担を軽減するため、別に法律で定めるところにより免除することをしております。

第十に、この法律のうち介護休業等に関する規定は、国家公務員及び地方公務員に関する規定で、この法律のうち介護休業等に関する規定は適用しないこととしております。なお、国家公務員及び地方公務員に関しては、別途法律を定めて、一年間の介護休業制度を導入することを予定しております。

最後に、介護休業制度の早急な必要性を考慮して、介護休業等に関する規定の施行期日は、平成八年四月一日としております。

以上が、本法律案の趣旨とその概要であります。(拍手)

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び介護休業等に関する法律案(松岡清壽君外四名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(土井たか子君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。石田美栄さん。

〔石田美栄君登壇〕

○石田美栄君 新進党の石田美栄でございます。私は、新進党を代表いたしまして、政府提出の

育児休業法の一報改正法案と我が党提出の介護休業法案に対しまして、質問をさせていただきます。

さて、皆様も御承知のとおり、我が国はこれまで世界のどの国も経験したことのないスピードで高齢化が進み、現在、六十歳以上の老齢人口は約三千二百五十万人、人口七・七人に一人という超高齢化社会の到来が予想されます。また、本案の趣旨である要介護老人などは現在の二百万人から五百二十万人に急増することが予測されています。

このような状況に対して、政府は「高齢者保健福祉推進十カ年戦略」いわゆる「ゴールドプラン」を推進中ですが、現実の問題を解決するにはほど遠く、介護にかかるなければならない家族の悩みは深刻でございます。特に女性の場合、介護と仕事の両立に困難を来している人が多数に上っています。(拍手)

人はだれしもケアなしに生まれ育つことはできません。そして、人生の総仕上げである死を迎えるに当たって、その質や量に違いはあるても、これまたほとんどだれもがケアを必要とするのであります。しかし、現実には介護の大半を女性が担っているのが実情でございます。

調査によると、要介護者の六割以上が在宅で介護を受けているのが実態で、年間八万一千人、毎日約二百二十一人の人たちが、家族の介護

や看護のために仕事をやめいかなければならなくなっています。特に、八万一千人のうち七万人が女性でございます。女性の場合、みずから妊娠、出産、子育てでは何とか工夫を重ねています。

さて、皆様も御承知のとおり、高齢者たるの介護を必要とする肉親、特に年老いた親を抱えたときにはどうにもならなくなつて、せっかく積み重ねてきたキャリアもあきらめなければならぬという話をよく聞きます。

また、働く人たちの、要介護者を抱える家族についての実態調査によりますと、主たる介護者となっている人は、在宅ではやはり女性の割合が七割と高いのです。しかし、男性も三割いるとの結果に私も少々びっくりしていますが、意外に知られていないことだと思います。

このような介護の実態を考えますと、ただいま議題となっております介護休業、勤務時間短縮制度の法制化は非常に重要な課題であり、だれにでもいつ何どき降りかかるかもしれない問題として、働く者みんなが注目し、実効ある法案の成立を期待しているところでございます。

さて、ここにいざれも家庭生活と職業生活の両立を図ることを目的として提出されました二つの介護休業法制化案を比較し、それらの相違点について質問させていただきます。

まず第一点として、介護休業の対象となる家族の範囲についてでございます。

政府案では、要介護者の範囲を配偶者、父母、子、配偶者の父母としていますが、核家族化や一家族構成での兄弟姉妹や同居の祖父母やおじ、おばなどのための介護休業は認められないと解釈し

てよろしいのでしょうか、浜本労働大臣にお尋ねいたします。また、この点について新進党はいかがお考えなのでしょうか、提出者にお尋ねいたします。

子育ては、一年たてば一歳に、二年たてば二歳にと確実に見通しが立ちます。しかし、高齢者などの介護では、要介護状態になってからの年数が五年から九年が最も多く、一年未満はわずか三ヶ月、平均して五・八年という調査結果もあります。政府案、新進党案それぞれに三ヶ月と一年が基準になっておりますが、この提案の期間で十分であると本当にお考えになつておられるのかどうか、また、そのようにお決めになつた根拠をそれぞれの提案についてお尋ねいたします。

さらに、取得回数についてお尋ねいたします。介護者一人につき一回としていますが、回復した後に再発した場合やほかに新たに介護が必要になった場合にはどのようにお考えなのでしょうか、浜本労働大臣にお尋ねいたします。同じく、新進党はどのようにお考えでしょうか、提出者にお尋ねいたします。

次に、第三点目として、不利益取り扱いについてであります。

政府案では、介護休業及び介護のための勤務時間短縮について、解雇の禁止は定められていますが、それらの取得に対する考え方される不利益取り扱いに対しては何らの措置もとられていないようですが、何も手を打たなくても十分とお考えなのでしょうか、労働大臣のお考えをお聞かせ願います。同じく、新進党はどのように対処されるので

しあが、提出者のお考えをお聞かせください。
さて、第四点として、介護休業中の所得保障についてお伺いいたします。

介護に要する費用もさることながら、主たる介護者の年齢は四十代、五十代で六五%を占めており、ちょうど家庭的に子供の教育や住宅など最も負担のかかる年代であることがわかります。政府案では休業中の所得保障について何も定めていないのですが、それによろしいのでしょうか。それではせっかく介護休業制度をつくつても取得する人は少ないのでしょうか、労働大臣のお考えをお尋ねいたします。それに対して、新進党のお考へもあわせて提出者にお尋ねいたします。

次に、第五点目として、事業主とりわけ中小企業者の支援措置についてお尋ねいたします。

介護休業制度を導入するに当たっては、事業主とりわけ中小企業者の負担がその円滑な導入を妨げる要因となり得るのではないかと考えられます。政府案はこれに対しどのような措置を考えるのか、労働大臣にお伺いいたします。また、この点について新進党の提出者にもお伺いいたします。

そして、第六点目として、施行期日のことについてお尋ねいたします。

労働省の介護に関する調査結果でも、最も二つの高いのは介護休業制度の導入となっており、七割近い人が介護制度の確立を要望しております。また、冒頭にも申し上げましたように、「毎日約二百一十二人もの人たちが介護や看護のために退職せざるを得なくなっている状況のもとで、多くの働く仲間たちがこの法のできるだけ早い実現を望んでいるのです。それなのに、政府案では

施行期日が平成十一年四月一日、新進党案では平成八年四月一日と大きくずれているのはなぜなのでしょうか、労働大臣及び新進党の提出者にそれ

ぞの理由をお聞かせいただきたいと思います。

以上、介護休業制度に関する政府と新進党からのそれぞれの御提案について幾つかお尋ねしてまいりましたが、それらの相違点を踏まえて、政府御提案の改正法案が本当に弱い人や働く人に優しい法案であると確信しておられるのでしょうか、村山総理にお伺いいたします。

以上で新進党を代表しての質問を終わらせていただきますが、真に人に優しい政治の観点から、それぞれに誠意ある御答弁を期待いたします。(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕

○内閣総理大臣(村山富市君) 石田議員の御質問にお答えを申し上げます。

政府案は本当に弱い人や働く人に優しい法案と確信しているのかとのお尋ねであります。介護休業制度は、高齢化、核家族化が進展する中で、介護を必要とする家族を抱える労働者が働き続けるために重要な制度であると考えます。このため、本法律案では、制度利用者の実態等から見まして、法律案では、制度利用者の実態等から見まして、配偶者、父母、子及び配偶者の父母を基本としていますが、婦人少年問題審議会の議論を踏まえ、父母及び子に準ずる一定の範囲の親族をも対象にすることとしております。

具体的に申しますと、同居及び扶養の要件付として、祖父母、兄弟姉妹及び孫についても労働省令で対象に含める方向で検討いたしたいと考えております。三親等のおじ、おばを含めることになります。三親等のおじ、おばを含めることになります。

また、回数につきましては、対象家族一人につき一回は確保することとしつつ、再発した場合など一回を超えて介護する必要が生じた場合には、労使間の話し合いにより妥当な解決が導かれるよう必要な努力を促しているところでございます。

第二は、介護休業等の期間及び回数についての年問題審議会において真摯な検討が行われ、労使表、使用者代表及び公益委員で構成される婦人少年問題審議会において真摯な検討が行われ、労使や労働者の雇用の継続の必要性と企業の負担との調和を図りつつ、弱い人や働く人に優しい制度が確実に定着するようにと考え、慎重に検討した上

作成されたものでございます。こうした点について何とぞ御理解を賜り、この法律案の早期の成立について心からお願いを申し上げるところでございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔國務大臣浜本万三君登壇〕

○國務大臣(浜本万三君) 石田議員の御質問は、私に対して六点ござりますので、順次お答えをいたします。

まず、介護休業制度において対象となる家族の範囲についてのお尋ねでございますが、企業に一律に義務づける制度の枠組みにおいて、この点を検討するに当たっては、労働者本人が休業してその家族の介護に当たる必要性について国民的コンセンサスが必要であると考えます。このため、本法律案では、制度利用者の実態等から見まして、既に介護休業制度が導入されている民間の事業所におきまして実際に介護休業を取得した者の大部分、これは七七・七%となっております、これは三ヵ月以内に復帰していることなどから、三ヵ月間といったところでございます。

また、回数につきましては、対象家族一人につき一回は確保することとしつつ、再発した場合など一回を超えて介護する必要が生じた場合には、労使間の話し合いにより妥当な解決が導かれるよう必要な努力を促しているところでございます。

第三番目は、介護休業に関する不利益取り扱いについてのお尋ねでございますが、介護休業の申し出をしましたは介護休業をしたことの理由とする解雇の禁止や、年次有給休暇の取得要件である出勤率の算定に当たって介護休業を出勤とみなす取

官報(号外)

り扱いにつきましては、法に既に規定したところでございます。それ以外の賞金、配置その他の事項につきましては、いかなる行為を不利益取り扱いとして禁止することが適当であるかのコンセンサスが得られていないこと等にかんがみまして、法律上は明文化したこととしたものでございます。

なお、介護休業を取得する権利の行使を妨げる

ような不当な取り扱いは絶対にあってはならない

ことであり、適切な指導を行っていく考え方でござ

ります。

第四点は、休業期間中の経済的援助についてのお尋ねでございますが、昨年の十二月に出されました婦人少年問題審議会の建議におきまして、休業期間中の経済的援助のあり方につきましては、今後、介護休業制度が適用される時期を念頭に置きつつ、さらに十分に論議することが適當であるとされているわけでございます。つまり、制度の適用時期を念頭に置きながら、十分に検討の上対処してまいりたいと考えております。

第五点目は、中小企業に対する配慮措置につい

てのお尋ねでございますが、介護休業制度の導入率につきましては、中小規模の事業所において特

に低くなっています。介護休業制度の法制化に当たりましては、中小企業に対する配慮が最も重

大な課題となつておるわけでございます。

このため、この法律案におきましては、中小企

業においても介護休業制度が円滑に導入できますように、準備期間として三年間程度とることとし、介護休業制度等の施行時期を平成十一年四月一日からとしたところでございます。また、それまでの間におきまして、中小企業集団を通じた中

小企業の計画的取り組みに対する相談・援助、代替要員確保のための支援、介護休業制度導入援助金の支給など、中小企業に特に配慮した援助策を総合的、体系的に推進してまいりたいと考えております。

最後の御質問でございますが、施行期日についてのお尋ねでございます。

介護休業制度の適用時期につきましては、介護

休業制度の現時点での普及率を考慮いたしま

すと、各事業所において介護休業制度を円滑に導入

するための準備期間として三年間程度とする必要が

あるとの婦人少年問題審議会における多数意見を踏まえまして、平成十一年四月一日といたしましたのでございます。労働省といたしましては、それまでの間においても、中小企業を含む事業所でな

るべく早期に介護休業制度が導入されることが望ましいと考えております。そのため、先ほど申し述べましたようなさまざまな支援措置を積極的に行い、円滑な施行を図つてまいりたいと考えております。(拍手)

【拝屋敬悟君登壇】

○拝屋敬悟君 新進党案に対する石田議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

最初に、介護休業の対象となる家族の範囲についてでございますが、この点につきましては、介護休業制度の基本的な要件でありますことから、新進党案では、一つの継続する要介護状態につき一回としているところでございます。その理由は、政府案のように家族一人について一回では狹きに失し、現実の介護ニーズに対応できないと考えるからでございます。したがって、新進党案では、回復後の再発や新たに要介護状態になった場合には、その家族について再度の介護休業を取得することができる」となるわけでございます。

それから次に、介護休業の取得によります不利益な取り扱いへの対応についてのお尋ねでござ

ります。

政府案が解雇の制限についてのみ規定している

のに対しまして、新進党案では、解雇の他労働

できず、いわゆる共助の理念からも、これらの者についても家族の範囲に含める必要があると考えたからでございます。

次に、介護休業の期間についてのお尋ねでござ

ります。

新進党案では、介護休業期間は最長一年を限度としているところでございます。(石田議員御指摘のとおり、連合の調査においても平均介護期間が七・七カ月にも及ぶというデータもございます。

政府案の三カ月という期間ではいかにも介護の概念にはそぐわず、緊急避難的な看護の枠から脱し

ていない、このように考えるところでございます。

政府案の三カ月という期間ではいかにも介護の概念にはそぐわず、緊急避難的な看護の枠から脱し

ていない、このように考えるところでございます。

政府案の三カ月という期間ではいかにも介護の概

念にはそぐわず、緊急避難的な看護の枠から脱し

ていない、このように考えるところでございます。

新進党案では、事業主とりわけ中小企業者への支援措置についてであります。

新進党案では、介護休業制度の実施に関し、国が事業主等に対して給付金の支給その他の必要な

理由は、介護休業制度の導入率の低い中小企業者

にとりまして、制度の早期導入の負担を軽減するため手厚い助成措置を講ずる必要があると考えるからであります。そして、この規定に基づき、手厚い助成措置を実施し、介護休業制度の導入の円滑化を図りたいと考えております。

質問の第六は、施行期日についてであります。

新進党では、介護休業制度本体の施行期日を平成八年四月一日としております。その理由は、まさに質問中に指摘されておりますように、介護休業の一刻も早い実施を必要とする状況があるからであります。すなわち、今介護のために退職せざるを得ない労働者は年間八万人に達しているわけであります。私どもは、当面する困難を乗り越えまして本制度の実現を早急に図ることが、福祉の向上と豊かな生活に向けて不可欠であると判断したからであります。

なお、制度の早期導入に当たり負担軽減措置を講ずることは、先ほど申し上げたとおりであります。

以上、林屋議員とあわせまして御答弁を申し上げたところでございますが、私どもは、この法案を提出するに当たりまして、働いている皆様方の代表である連合の皆さん方と十二分に議論を尽くしてまいりました。連合に働いている人は八百万かも知れませんが、すべての働く皆様方の声を代弁して、連合の皆さん方と緻密なる議論を展開してまいりました。もちろん、一方におきましては、今リストラ、円高で中小企業者は大変な立場にあります。中小企業者のお立場を十二分に配慮しつつ、万全の措置を講じつつ、我々は、働く仲間の皆様方が真に期待するような制度の早期実施に向けて、このたび提案したところであります。

何とぞ新進党の立法趣旨をお酌み取りいただきまして、同法案の審議に当たりまして、与党の皆さん方に温かい御高配を賜りますようお願い申上げ、答弁を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 永井孝信さん。

〔永井孝信君登壇〕

○永井孝信君 私は、自由民主党・自由連合、新党さきがけの御了解をいただきまして、日本社会党・護憲民主連合を代表して、ただいま議題となる法律案につきまして、内閣総理大臣並びに関係大臣に質問いたします。

介護休業の法制化は四年前に育児休業法が成立して以来の課題ですが、普及率がなお一六・三%

にとどまっている中で法制化にこぎつけるについ

ては、労働団体、使用者団体等関係各位の努力はもちろんですが、同時に、浜本労働大臣の強

リーダーシップがありましたし、また、私ども社

会党としては、あらゆる機会をとらえてその実現に努力してきた成果とひそかに自負していること

リードされています。「人にやさしい政治」をうたう村山内閣にふさわしい法案と思うわけであります。

本法案の内容に入る前に、まず、介護問題に対処する基本的な考え方について伺っておきたいと

思います。

高齢者介護の問題は、実に切実であり深刻で

あります。民間グループの調査によれば、いわゆる寝

きりや痴呆症老人を介護している家族が、その疲

労や終わるめどのないつらさに耐えかねてお年寄

りを虐待するケースが急増していると指摘され

います。中には殺人事件に発展した事例もあり、

何とも痛ましい限りであります。これは、公的な介護サービスが整っていない我が国の貧しさを象徴するものと言わねばなりません。

しかも、我が国は今後とも急速に超高齢化社会に移行しようとしており、西暦二〇二五年には世

界一の高齢社会が到来すると見込まれています。

昨年九月、社会保障制度審議会が社会保障将来像委員会第二次報告を発表しました。その報告

は、家庭形態の多様化、小規模化、共働き世帯の増加などにより、家庭内の役割分担や老親扶養に

対する考え方も変化してきており、家庭での介護や育児の力が弱まり、社会保障制度に対する期待が高まっていることを指摘しているのであります。

介護のために退職を余儀なくされる労働者が少ない場合が多く、働き続ける意思を持ちながらも、

介護のために退職を余儀なくされる労働者が少ないのが実情であります。しかも、その大半は女性です。

このため、社会党は、これまで新ゴールドプランの推進など社会サービスの整備を急ぎつつも、

当面の対応策として、最低三ヶ月の介護休業を保障し、それ以上は個々の労働者の実情に応じて休業を認めることを事業主の努力義務とするなどを主張してきました。

政府案では、連続する三ヶ月となっていますが、三ヶ月とすると、それより長い休業期間を定めた既存の労働協約にも悪影響を与えるのではないかと心配する声もあります。そこで、どのような考え方に基づいて三ヶ月という期間を設定したのか、改めてお伺いいたします。

そこで、福祉問題に造詣の深い総理並びに厚生大臣にお尋ねします。

社会保障将来像委員会第二次報告をどのように受けとめておられるのか。介護問題についての基本的見解はどうか。また、新ゴールドプランをどのように位置づけているのか。私どもは、これを

ナショナルミニマムとして位置づけ、推進しよう

としているのですが、いかがでしょうか。

御見解をお聞かせください。

次に、本法案の内容につき、焦点となっている事項について幾つか質問いたします。

その一つは、介護休業の期間についてであります。

老親介護つまり高齢者介護は、基本的には社会サービスによるべきであって、その子供に就労を

断念させてまで責任を負わせるべきではありません。しかし、現実的には、日本では社会サービス

が立ちおくれているため私的に解決せざるを得ない場合が多く、働き続ける意思を持ちながらも、

介護のために退職を余儀なくされる労働者が少ないのが実情であります。しかも、その大半は女性です。

このため、社会党は、これまで新ゴールドプランの推進など社会サービスの整備を急ぎつつも、

当面の対応策として、最低三ヶ月の介護休業を保

障し、それ以上は個々の労働者の実情に応じて休業を認めることを事業主の努力義務とするなどを主張してきました。

政府案では、連続する三ヶ月となっていますが、三ヶ月とすると、それより長い休業期間を定めた既存の労働協約にも悪影響を与えるのではないかと心配する声もあります。そこで、どのような考え方に基づいて三ヶ月という期間を設定したのか、改めてお伺いいたします。

そこで、福祉問題に造詣の深い総理並びに厚生大臣にお尋ねします。

社会保障将来像委員会第二次報告をどのように受けとめておられるのか。介護問題についての基本的見解はどうか。また、新ゴールドプランをど

ういう位置づけているのか。私どもは、これを

ナショナルミニマムとして位置づけ、推進しよう

としているのですが、いかがでしょうか。

御見解をお聞かせください。

次に、本法案の内容につき、焦点となっている事項について幾つか質問いたします。

その一つは、介護休業の期間についてであります。

老親介護つまり高齢者介護は、基本的には社会サービスによるべきであって、その子供に就労を

断念させてまで責任を負わせるべきではありません。しかし、現実的には、日本では社会サービス

が立ちおくれているため私的に解決せざるを得ない場合が多く、働き続ける意思を持ちながらも、

介護のために退職を余儀なくされる労働者が少ないのが実情であります。しかも、その大半は女性です。

このため、社会党は、これまで新ゴールドプランの推進など社会サービスの整備を急ぎつつも、

当面の対応策として、最低三ヶ月の介護休業を保

障し、それ以上は個々の労働者の実情に応じて休業を認めることを事業主の努力義務とするなどを主張してきました。

政府案では、連続する三ヶ月となっていますが、三ヶ月とすると、それより長い休業期間を定めた既存の労働協約にも悪影響を与えるのではないかと心配する声もあります。そこで、どのような考え方に基づいて三ヶ月という期間を設定したのか、改めてお伺いいたします。

そこで、福祉問題に造詣の深い総理並びに厚生大臣にお尋ねします。

社会保障将来像委員会第二次報告をどのように受けとめておられるのか。介護問題についての基本的見解はどうか。また、新ゴールドプランをど

ういう位置づけているのか。私どもは、これを

ナショナルミニマムとして位置づけ、推進しよう

新進党が提出された法案では、休業期間が一年となっています。休業する側からいえば選択の幅が広がるわけで、長ければ長い方がよいのは当然です。他方、特に中小企業等にとっては、最低三ヶ月というものは労働者が申し出れば拒否できなくなるわけですから、その場合の代替要員の確保等雇用管理上の負担が加わることは事実です。一年とすればなおさらあります。

そこで、一律最低保障の社会的強制としては、最低三ヶ月というのが少なくとも現在の時点ではぎりぎりのコンセンサスではないでしょうか。しかも、労働省の調査によつても、かなりの労働者がこの制度によって救われることは明らかです。この点について、新進党提出者の御見解を伺いたいと思います。

その二つは、介護休業制度の施行時期についてであります。政府案では、施行時期が今から四年後の平成十一年四月となっています。これに対し、法制定後、企業規模を問わず早期に施行してほしいとの要望があり、その気持ちについては私どもも十分理解しています。しかし、他方、雇用管理上の負担を負わせられることになる中小企業への配慮も必要です。

この問題を考える上で、昨年の国会で成立した高齢者雇用安定法の改正の場合が参考になります。六十歳未満の定年を禁止するなどを内容とした同法案では、大企業と中小企業を区別せず、一律に三年間の準備期間を設けた上で施行されることとなっています。普及率が八割の状況での措置であったのであります。残念ながら介護休業の普及率は一六・三%と低く、特に中小企業にはほど

んど普及していないのが現状なのであります。

今回の法案にも、同様に三年間の準備期間が設けられているのはやむを得ないのでないであります。しかし、そのような現実的な政策判断があつたれば、雇用管理上の負担が加わることは事実です。年はなかつたでしようか。新進党の皆さんのが、今回、あえて中小企業を含め来年直ちに施行するとしているのは一体いかなるお考えか、お聞かせをいただきたいと思います。

さて、政府案でも、四年後にはどの中小企業にわたるかの法律を受け入れていただきなければなりませんが、それまでの間、何もしなくてよいといふわけではありません。現に、自主的にこの制度を導入している企業もありますし、雇用する労働者の実情に応じて法施行以前にも導入を検討しているときたいし、政府としても、三年後まではうつておくのではなくて、企業に対して前倒し実施に努めます。一方、法制化されようとしている介護休業制度の積極的な活用について、我が党としても与党としても全力を挙げて取り組む所存でございますが、総理並びに関係大臣のそれぞれの御決意を伺い、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕
○内閣総理大臣(村山富市君) 永井議員の質問に

お答えを申し上げないと存じます。
第三に、休業中の所得保障について伺います。介護の問題について幾つかお尋ねがございましたが、社会保障制度審議会の社会保障将来像委員会第二次報告におきましても、高齢化や少子化が進み、女性の就業意識が大きく変化している現状等から、高齢者等の介護を支援する施策の充実の重要性が指摘されているところでございます。今後、社会安全保障を考えていく上で、介護の問題は、永井議員御指摘のとおり、最も緊要性の高い課題の一つであると受けとめています。そのため、新ゴーランドプランを着実に推進していくことにより、国民だれもが安心して老後を迎えることができるよう介護サービスの必要な基盤を整備していくことは、極めて重要な当面の課題であると考えているところでございます。

第四に、看護休暇についてお尋ねします。我が国では介護と看護を区別せず使用しているため、いろいろ誤解が生まれやすくなっていますが、今回法制化しようとしているのは介護休業制度で、むしろ「百六十五号勧告やECの親休

暇及び家族休暇に関する指令案にある家族看護休

暇については触れられていないのであります。私どもは、配偶者や子供の突発的な事故や病気のための休暇である家族看護休暇制度については、本人の病気休暇とあわせてこれから課題として残されていると考えております。そこで、この点について政府は今後どのように対処しようとしているのか、労働大臣にお尋ねをいたします。

最後に、迎えつある超高齢化社会に対応して、新ゴーランドプランの着実な実施に全力を注ぐ一方、法制化されようとしている介護休業制度の積極的な活用について、我が党としても与党としても全力を挙げて取り組む所存でございますが、総理並びに関係大臣のそれぞれの御決意を伺い、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕
○内閣総理大臣(村山富市君) 永井議員の質問に

お答えを申し上げないと存じます。
第三に、休業中の所得保障について伺います。介護の問題について幾つかお尋ねがございましたが、総理並びに労働大臣の御見解をお聞かせください。

第四に、看護休暇についてお尋ねします。我が国では介護と看護を区別せず使用しているため、いろいろ誤解が生まれやすくなっていますが、今回法制化しようとしているのは介護休業制度で、むしろ「百六十五号勧告やECの親休

暇」についての経済的援助についてのお尋ねであります。

ねであります。御指摘のように、育児休業の場合には、休業前の賃金の一割合や休業中の社会保険料の本人負担について、休業制度が全面適用となるこの四月から給付措置がとらることとされていますので、これとの対比での御質問であります。介護休業制度の義務的適用は平成十一年四月からとなっておりますので、この時期を念頭に置きながら、各方面の御議論も踏まえて、御指摘の点については今後十分検討の上対処してまいりたいと考えているところでございます。

次に、新ゴーランドプランについてのお尋ねであります。介護の問題は老後の最大の不安要因であり、本格的な高齢社会の到来を目前に控え、介護サービスの基盤整備が急務であることは先ほども申し上げたとおりでございます。このため、新ゴーランドプランを着実に推進していくために全力を注いでまいる決意でございます。

次に、介護休業制度の積極的な活用についてのお尋ねでありますが、新ゴーランドプランの着実な実施と相まって介護休業制度を普及し確実に定着させていくことによって、高齢化社会における最も大きな課題であります介護問題の解決にこれからも全力を尽くしてまいりたいと考えていることを申し上げおきます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔国務大臣浜本万三君登壇〕
○国務大臣(浜本万三君) 永井議員に御答弁を申し上げます。

永井議員の御質問は、この法律案作成の過程並びに法律案の趣旨を十分理解をいたきました御質問でございますので、大変感謝をいたしております。

五つ御質問がございますので、以下、順次お答えをいたします。

介護休業期間についてのお尋ねでございますが、今国会に提出いたしました法律案は、婦人少年問題審議会の建議におきまして、介護休業制度の定着を確保し得るような基本的な法的枠組みをつくるべき時期に来ているとしつつ、その内容につきましては、家族介護や労働者の雇用の継続の必要性と企業の負担との調和が図られるよう十分配慮する必要があるとの指摘がなされたことを踏まえて作成をいたしたものでございます。

具体的には、法で義務づける介護休業期間につきましては、介護休業制度は家族による介護がやむを得ない場合の緊急的対応措置であり、家族が介護に関する長期の方針を決めることができるようになります。既に介護休業制度が導入されている民間の事業所においては、介護休業を取得した者の大部分は、七七・七%は、三ヵ月以内に復帰しておるということとございます。以上の点から、三ヵ月間としたところで

ございます。

もとより、法で示す最低基準を理由として労働条件を切り下げるということがあってはならない」ということは申すまでもないと思います。政府と

が労使の自主的な話し合いによりまして進められるよう、必要に応じ支援してまいりたいと考えております。

第二の点は、介護休業制度の適用時期についてのお尋ねでございますが、介護休業制度の現時点での普及率を考慮いたしますと、各事業所において介護休業制度を円滑に導入するための準備期間をといたしまして三年間程度とする必要があるとの婦人少年問題審議会における多数意見を踏まえまして、平成十一年四月一日といったものでござります。

労働省いたしましては、それまでの間にあっては、中小企業を含む事業所でなるべく早期に介護休業制度が導入されることが望ましいと考えては、企業の努力義務として労使の自主的な努力にゆだねるという基本的考え方立っているものでございます。

具体的には、法で義務づける介護休業期間につきましては、介護休業制度は家族による介護がや

むを得ない場合の緊急的対応措置であり、家族が介護に関する長期の方針を決めることができるようになります。既に介護休業制度が導入されている民間の事業所においては、介護休業を取得した者の大部分は、七七・七%は、三ヵ月以内に復帰しておるということとございます。以上の点から、三ヵ月間としたところで

おり、育児休業制度がすべての企業に適用されま

す本年四月一日から育児休業給付が支給されることになっておる次第でございます。介護休業中の経済的援助につきましては、昨年十二月に出され

ました婦人少年問題審議会の建議におきまして、今後、介護休業制度が適用される時期を念頭に置き

つゝ、さらに十分に議論することが適当であるとされておりますので、総理からも御答弁申し上げましたとおり、制度の適用時期を念頭に置きながら、十分に検討し対処してまいりたいと考えております。

第四点でございますが、配偶者や子供の突発的事故や病気のための休暇である家族看護休暇についてのお尋ねでございますが、これにつきましては、永井先生御承知のとおり、私も同じような問題意識を持っておるところでございます。ILO 第一百五十六号条約や第一百六十五号勧告の趣旨、歐米諸国の中でも十分念頭に置きながら、関係者の間で論議を深めていただく必要があると考えております。そのため、広報啓発に努めますとともに、中小企業団を通じた中小企業の計画的取り組みに対する相談・援助、介護休業制度導入の奨励金の支給等、企業が円滑にこの制度を導入できるようにするための支援措置を初めといたしましておるところでございます。

最後の質問は、介護休業制度の積極的な活用についてのお尋ねでございますが、この制度は、介護を必要とする家族を抱えた労働者が、その介護のために緊急やむを得ない場合に一定期間休むことにより雇用の継続を図ができるよう

に、新ゴールドプランの位置づけについてのお尋ねです。

○國務大臣(井出正一君) 永井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、社会保障制度審議会の社会保障将来像委員会第一次報告についてのお尋ねであります。この報告書は、我が国の社会保障制度を二十一世紀の少子・高齢社会に対応したものに改革していくことによって、労使の自発的な話し合いによりまして進められるよう、必要に応じ支援してまいりたいと考えております。

第一の点は、介護休業制度の適用時期についてのお尋ねでございますが、介護休業制度の現時点での普及率を考慮いたしますと、各事業所において介護休業制度を円滑に導入するための準備期間をといたしまして三年間程度とする必要があるとの婦人少年問題審議会における多数意見を踏まえまして、平成十一年四月一日といったものでござります。

労働省いたしましては、それまでの間にあっては、中小企業を含む事業所でなるべく早期に介護休業制度が導入されることが望ましいと考えては、企業の努力義務として労使の自主的な努力にゆだねるという基本的考え方立っているものでございます。

具体的には、法で義務づける介護休業期間につきましては、介護休業制度は家族による介護がや

むを得ない場合の緊急的対応措置であり、家族が介護に関する長期の方針を決めができるようになります。既に介護休業制度が導入されている民間の事業所においては、介護休業を取得した者の大部分は、七七・七%は、三ヵ月以内に復帰しておるということとございます。以上の点から、三ヵ月間としたところで

〔國務大臣井出正一君登壇〕

○國務大臣(井出正一君) 永井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、社会保障制度審議会の社会保障将来像委員会第二次報告についてのお尋ねであります。この報告書は、我が国の社会保障制度を二十一世紀の少子・高齢社会に対応したものに改革していくことによって、労使の自発的な話し合いによりまして進められるよう、必要に応じ支援してまいりたいと考えております。

第一の点は、介護休業制度の適用時期についてのお尋ねでございますが、介護休業制度の現時点での普及率を考慮いたしますと、各事業所において介護休業制度を円滑に導入するための準備期間をといたしまして三年間程度とする必要があるとの婦人少年問題審議会における多数意見を踏まえまして、平成十一年四月一日といったものでござります。

労働省いたしましては、それまでの間にあっては、中小企業を含む事業所でなるべく早期に介護休業制度が導入されることが望ましいと考えては、企業の努力義務として労使の自主的な努力にゆだねるという基本的考え方立っているものでございます。

具体的には、法で義務づける介護休業期間につきましては、介護休業制度は家族による介護がや

むを得ない場合の緊急的対応措置であり、家族が介護に関する長期の方針を決めができるようになります。既に介護休業制度が導入されている民間の事業所においては、介護休業を取得した者の大部分は、七七・七%は、三ヵ月以内に復帰しておるということとございます。以上の点から、三ヵ月間としたところで

(号) 外

踏まえ、介護サービスの整備目標の引き上げ等を内容とした新ゴールドプランを策定したところであります。これを着実に推進し、地方自治体の取り組みを支援していくことを通じて、介護サービスを必要とする高齢者たるが身近にサービスを手に入れることができます。

最後に、新ゴールドプランの着実な実施についてのお尋ねであります。新ゴールドプランは、国民が安心して老後の生活を迎えることができる介護体制を整備するためのものであります。これを見実に推進し、計画に基づく自治体の取り組みを全面的に支援していくことによりまして、地域の実情に応じた介護サービスの基盤の整備に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

(拍手)

○大野由利子君 登壇

質問の第一は、介護休業の期間についてであります。

新進党案では、権利としての介護休業期間は最長一年間としております。その理由は、第一に、労働団体の調査におきましても平均介護期間は七・七カ月に及び、三カ月では介護休業を必要とする実態と余りにかけ離れておりまして、介護のために仕事をやめる年間八万人、そのうち実に九割が女性でございますが、これらの人々の救済とはなり得ない状況でございます。第二に、既に現在在労働協約等によって導入されている介護休業の期間は、その多くが一年間とされていることを考えますと、これは妥当な案ではないか、このよう

に思っております。

質問の第二は、介護休業制度の施行時期についてであります。

新進党案では、介護休業制度の施行時期を企業規模を問わず平成八年四月一日としております。

その理由は、介護の問題に直面している多数の労働者にとっての必要性を考えると、可及的速やかな実施が必要である、このように考えるからであります。

また、以上二つの質問に共通して、新進党案の

実施による事業主、特に中小企業の負担の増加という点についてお尋ねがありました。

新進党案は、中小企業の負担の増加という点に十分配慮し、法律の中に中小企業に対する特別の配慮義務を定め、それによつて中小企業に対する手厚い助成措置をとり、中小企業の負担を軽減することとしております。

確かに、介護休業の制度化に関しましては、事業主の皆様にも御負担をお願いしなければなりません。しかし、高齢化社会においていやしくなく迫つてくる介護の必要性に対し、共助共生の精神に立つて実効ある支援を行つたためには、これらの方々の実現はぜひとも必要である、このよう

願っております。(拍手)

○議長(土井たか子君) これにて質疑は終了いたしました。

午後二時三十分散会

承認することを議決した次の件を内閣に送付し、た旨の通知書を受領した。

中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求める件

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

在公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

国立学校設置法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律

山村振興法の一部を改正する法律

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律

漁業災害補償法の一部を改正する法律

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法

平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 村山 富市君
法務大臣 前田 敏男君

大蔵大臣 武村 正義君

厚生大臣 井出 正一君

農林水産大臣 大河原太一郎君

労働大臣 浜本 万三君

自治大臣 野中 広務君

国務大臣 田中眞紀子君

出席政府委員

労働省婦人局長 松原 亘子君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る十七日、参議院議長から、国会において

関税定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法の一部を改正する法律

阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律

電線共同溝の整備等に関する特別措置法

半島振興法の一部を改正する法律

一、去る二十二日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成七年度一般会計予算

平成七年度特別会計予算

平成七年度政府関係機関予算

(政府委員承認)

一、去る十七日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省中近東アフリカ局長事務代理 重家 俊範

一、去る十七日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省アジア局長事務代理 竹内 行夫

一、去る二十二日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省アジア局長事務代理 竹内 行夫 (解職) 平七・三・三

一、去る二十二日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省アジア局長 川島 裕

一、去る十七日、村山内閣総理大臣から土井議長に任命することを承認した。

外務省アジア局長 川島 裕

一、去る十七日、村山内閣総理大臣から土井議長に任命することを承認した。

外務省アジア局長 川島 裕

一、去る十七日、村山内閣総理大臣から土井議長に任命することを承認した。

(政府委員任命)

一、去る二十二日、村山内閣総理大臣から土井議長に任命することを承認した。	あて、十七日議長において承認した重家俊範を、同日第百三十二回国会政府委員に任命した。
一、去る二十二日、村山内閣総理大臣から土井議長において承認した竹内行夫を、同日第百三十二回国会政府委員に任命した。	一、去る二十二日、村山内閣総理大臣から土井議長において承認した川島裕を、同日第百三十二回国会政府委員に任命した。
一、去る二十二日、外務省中近東アフリカ局長事務代理 重家 俊範の辞職を許可した。	一、去る二十二日、外務省中近東アフリカ局長事務代理 竹内 行夫の辞職を許可した。
一、去る二十二日、外務省アジア局長事務代理 竹内 行夫 (解職) 平七・三・三の辞職を許可した。	一、去る二十二日、外務省アジア局長事務代理 竹内 行夫 (解職) 平七・三・三の辞職を許可した。
一、去る二十二日、外務省アジア局長 川島 裕の辞職を許可した。	一、去る二十二日、外務省アジア局長 川島 裕の辞職を許可した。

員伊東秀子君の辞職を許可した。

(議員退職)

一、昨二十三日、次の議員は、公職選挙法第九十条により、いずれも退職者となつた。

秋田県第一区選出議員 佐藤 敬夫君

三重県第一区選出議員 北川 正恭君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 辞任 上田 勇君 换入

内閣委員 辞任 平林 鴻三君 换入

内閣委員 辞任 小川 元君 换入

内閣委員 辞任 大石 千八君 换入

内閣委員 辞任 鈴木 俊一君 换入

内閣委員 辞任 塚田 延充君 换入

内閣委員 辞任 松本 善明君 换入

内閣委員 辞任 小川 元君 换入

内閣委員 辞任 平林 鴻三君 换入

内閣委員 辞任 石田 美栄君 换入

内閣委員 辞任 藤田 スミ君 换入

内閣委員 辞任 鈴木 俊一君 换入

内閣委員 辞任 大石 千八君 换入

内閣委員 辞任 塚田 延充君 换入

内閣委員 辞任 石田 美栄君 换入

内閣委員 辞任 善明君 换入

内閣委員 辞任 延充君 换入

内閣委員 辞任 千葉 国男君 换入

内閣委員 辞任 山口 那津男君 换入

(議員辞職)

山田 宏君 渡辺浩一郎君

横内 正明君

松下 忠洋君 山田 宏君

渡辺浩一郎君 山田 宏君

秋田県第一区選出議員 佐藤 敬夫君

三重県第一区選出議員 北川 正恭君

商工委員 辞任 上田 勇君 换入

商工委員 辞任 平林 鴻三君 换入

商工委員 辞任 小川 元君 换入

商工委員 辞任 大石 千八君 换入

商工委員 辞任 鈴木 俊一君 换入

商工委員 辞任 塚田 延充君 换入

商工委員 辞任 松本 善明君 换入

商工委員 辞任 石田 美栄君 换入

商工委員 辞任 藤田 スミ君 换入

商工委員 辞任 鈴木 俊一君 换入

商工委員 辞任 大石 千八君 换入

商工委員 辞任 善明君 换入

商工委員 辞任 延充君 换入

商工委員 辞任 千葉 国男君 换入

商工委員 辞任 山口 那津男君 换入

商工委員 辞任 荒井 広幸君 换入

商工委員 辞任 白沢 三郎君 换入

商工委員 辞任 二階 俊博君 换入

商工委員 辞任 千葉 国男君 换入

商工委員 辞任 山口 那津男君 换入

(議員受領)

一、去る十七日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

古物営業法の一部を改正する法律案

官報 (号外)

緊急失業対策法を廃止する法律案 農業者年金基金法の一部を改正する法律案 旅行業法の一部を改正する法律案 更生保護事業法案	緊急失業対策法を廃止する法律案(内閣提出第 八七号)(參議院送付) 勞働委員会 付託 (議案送付)	農業者年金基金法の一部を改正する法律案 旅行業法の一部を改正する法律案 更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律 の整備等に関する法律案
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づ き、農林水産消費技術センターの設置に関する承 認を求めるの件	地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づ き、農林水産消費技術センターの設置に関する承 認を求めるの件	地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づ き、農林水産消費技術センターの設置に関する承 認を求めるの件
(議案付託)	(議案付託)	(議案付託)
一、去る十七日、委員会に付託された議案は次の とおりである。	一、去る十七日、参議院に送付した本院提出案は 次のとおりである。	一、去る十七日、参議院に送付した本院提出案は 次のとおりである。
古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出 第七〇号)(參議院送付)	古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出 第七〇号)(參議院送付)	古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出 第七〇号)(參議院送付)
地方行政委員会 付託	地方行政委員会 付託	地方行政委員会 付託
更生保護事業法案(内閣提出第六二三号)(參議院 送付)	更生保護事業法案(内閣提出第六二三号)(參議院 送付)	更生保護事業法案(内閣提出第六二三号)(參議院 送付)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律 の整備等に関する法律案(内閣提出第六四四号) (參議院送付)	更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律 の整備等に関する法律案(内閣提出第六四四号) (參議院送付)	更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律 の整備等に関する法律案(内閣提出第六四四号) (參議院送付)
刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇 号)	刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇 号)	刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇 号)
以上二件 法務委員会 付託	以上二件 法務委員会 付託	以上二件 法務委員会 付託
農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内 閣提出第八一一号)(參議院送付)	農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内 閣提出第八一一号)(參議院送付)	農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内 閣提出第八一一号)(參議院送付)
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づ き、農林水産消費技術センターの設置に関する承 認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)(參議 院送付)	地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づ き、農林水産消費技術センターの設置に関する承 認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)(參議 院送付)	地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づ き、農林水産消費技術センターの設置に関する承 認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)(參議 院送付)
以上二件 農林水産委員会 付託	以上二件 農林水産委員会 付託	以上二件 農林水産委員会 付託
旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出第 五九号)(參議院送付)	旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出第 五九号)(參議院送付)	旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出第 五九号)(參議院送付)
運輸委員会 付託	運輸委員会 付託	運輸委員会 付託
議長の報告	議長の報告	議長の報告
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案 (議案通知)	国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案 (議案通知)	国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案 (議案通知)
一、去る十七日、参議院送付の次の内閣提出案を 可決した旨参議院に通知した。	一、去る十七日、参議院送付の次の内閣提出案を 可決した旨参議院に通知した。	一、去る十七日、参議院送付の次の内閣提出案を 可決した旨参議院に通知した。
農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律 案	農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律 案	農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律 案
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正 する法律案	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正 する法律案	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正 する法律案
(議案通知書受領)	(議案通知書受領)	(議案通知書受領)
河川法の一部を改正する法律案	河川法の一部を改正する法律案	河川法の一部を改正する法律案
阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会 社の最低資本金の制限の特例に関する法律案	阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会 社の最低資本金の制限の特例に関する法律案	阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会 社の最低資本金の制限の特例に関する法律案
被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 案	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 案	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 案
可決した旨の通知書を受領した。	可決した旨の通知書を受領した。	可決した旨の通知書を受領した。
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整 備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法 律の一部を改正する法律案	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整 備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法 律の一部を改正する法律案	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整 備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法 律の一部を改正する法律案
山村振興法の一部を改正する法律案	山村振興法の一部を改正する法律案	山村振興法の一部を改正する法律案
一、去る十七日、参議院から、本院の送付した次 の件を承認することと議決した旨の通知書を受 領した。	一、去る十七日、参議院から、本院の送付した次 の件を承認することと議決した旨の通知書を受 領した。	一、去る十七日、参議院から、本院の送付した次 の件を承認することと議決した旨の通知書を受 領した。
中央ベーリング海におけるすぐだら資源の 保存及び管理に関する条約の締結について承認 を求めるの件	中央ベーリング海におけるすぐだら資源の 保存及び管理に関する条約の締結について承認 を求めるの件	中央ベーリング海におけるすぐだら資源の 保存及び管理に関する条約の締結について承認 を求めるの件
国民健康保険法等の一部を改正する法律案 放射性同位元素等による放射線障害の防止に關 する法律の一部を改正する法律案	国民健康保険法等の一部を改正する法律案 放射性同位元素等による放射線障害の防止に關 する法律の一部を改正する法律案	国民健康保険法等の一部を改正する法律案 放射性同位元素等による放射線障害の防止に關 する法律の一部を改正する法律案
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び 脱税の防止のための日本国政府とフランス共和 国政府との間の条約の締結について承認を求 めるの件	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び 脱税の防止のための日本国政府とフランス共和 国政府との間の条約の締結について承認を求 めるの件	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び 脱税の防止のための日本国政府とフランス共和 国政府との間の条約の締結について承認を求 めるの件
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務 する外務公務員の給与に関する法律の一部を改 正する法律案	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務 する外務公務員の給与に関する法律の一部を改 正する法律案	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務 する外務公務員の給与に関する法律の一部を改 正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案	地方税法の一部を改正する法律案	地方税法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案	地方交付税法等の一部を改正する法律案	地方交付税法等の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律案	国立学校設置法の一部を改正する法律案	国立学校設置法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺 族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する 法律案	戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺 族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する 法律案	戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺 族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する 法律案
特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措 置法案	特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措 置法案	特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措 置法案
漁業災害補償法の一部を改正する法律案	漁業災害補償法の一部を改正する法律案	漁業災害補償法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部 を改正する法律案	小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部 を改正する法律案	小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部 を改正する法律案
中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時 措置法案	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時 措置法案	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時 措置法案
平成七年度に於ける財政運営のための国債整理 基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する 法律案	平成七年度に於ける財政運営のための国債整理 基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する 法律案	平成七年度に於ける財政運営のための国債整理 基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する 法律案
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正す る法律案	関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正す る法律案	関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正す る法律案
相税特別措置法の一部を改正する法律案	相税特別措置法の一部を改正する法律案	相税特別措置法の一部を改正する法律案
阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会 社の最低資本金の制限の特例に関する法律案	阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会 社の最低資本金の制限の特例に関する法律案	阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会 社の最低資本金の制限の特例に関する法律案
被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 案	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 案	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 案
平成七年度一般会計予算	平成七年度一般会計予算	平成七年度一般会計予算
平成七年度特別会計予算	平成七年度特別会計予算	平成七年度特別会計予算
平成七年度政府関係機関予算	平成七年度政府関係機関予算	平成七年度政府関係機関予算
(質問書提出)	(質問書提出)	(質問書提出)
一、昨二十三日、議員から提出した質問主意書は 次のとおりである。	一、昨二十三日、議員から提出した質問主意書は 次のとおりである。	一、昨二十三日、議員から提出した質問主意書は 次のとおりである。

食鳥検査法に関する質問主意書(竹内猛君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る二十一日、内閣から、衆議院議員今村修君提出返還ガラス固化体の仕様と貯蔵管理に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成七年四月三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

地方税法の一部を改正する法律案

右

平成七年三月二十四日

内閣総理大臣 村山 富市

国会に提出する。

地方税法の一部を改正する法律

一部を改正する法律
地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の

一部を次のように改正する。

第十七条の六第三項中「第二十一条第二項及び」を「第二十一条第一項」と改め、「第二十八条第二項」の下に「及び被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第十七条第二項」を加え、同条第四項中「第十六条第四項」の下に「若しくは被災市街地復興特別措置法第十四条第四項」を、「取得」の下に「又は同法第十五条第五項の規定により住宅若しくは住宅等を取得した場合における当該住宅若しくは住宅等の取得」を加える。

附則第八条に次の二項を加える。
3 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第

十一号)第二十四条第一項及び第三項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六条の三

平成七年一月十七日から阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第号)の施行日の前日までの間に同法附則第五条第一項各号に掲げる事実が生じた」とにより、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について第七十二条の二(第一項の規定により徴収された利子割の額があり、かつ、当該事実が阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある租税特別措置法第四条の二第一項に規定する労働者が、政令で定めるところにより、同年九月三十日までに、当該徴収された利子割に係る第二十四条第八項に規定する営業所等所在地の道府県知事に對し、当該徴収された利子割の額の還付を請求したときは、当該営業所等所在の道府県を請求したときは、当該営業所等所在の道府県の規定の例によつて、当該徴収された利子割の額を還付し、又は当該労働者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。この場合において、同条第一項中「次の各号に掲げる過誤納金の区分に從い当該各号に掲げる日」ある場合は、「附則第八条の二の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日」とあるのは、「同条」と「その超える損金の額」とあるのは「同条」と「その超える損金の額」とある。

七条」とあるのは「第五十七条又は第五十八条」と読み替えるものとする。
附則第八条の一の次に次の二条を加える。
7 阪神・淡路大震災に伴う申告等の期限の延長

(阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付)

第八条の三 平成七年一月十七日から阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第号)の施行日の前日までの間に同法附則第五条第一項各号に掲げる事実が生じた」とにより、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について第七十二条の二(第一項の規定により徴収された利子割の額があり、かつ、当該事実が阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある租税特別措置法第四条の二第一項に規定する労働者が、政令で定めるところにより、同年九月三十日までに、当該徴収された利子割に係る第二十四条第八項に規定する営業所等所在地の道府県知事に對し、当該徴収された利子割の額の還付を請求したときは、当該営業所等所在の道府県を請求したときは、当該営業所等所在の道府県の規定の例によつて、当該徴収された利子割の額を還付し、又は当該労働者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。この場合において、同条第一項中「次の各号に掲げる過誤納金の区分に從い当該各号に掲げる日」ある場合は、「附則第八条の二の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日」とあるのは、「同条」と「その超える損金の額」とあるのは「同条」と「その超える損金の額」とある。

附則第九条の三を附則第九条の四とし、附則第九条の二の次に次の二条を加える。
九条の二の次に次の二条を加える。
(阪神・淡路大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付等の特例)

五の二の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、第七十二条の二(第一項の規定により申告納付(以下本条において「中間申告納付」)する申告納付)の期限と当該中間申告納付に係る事業年度の第七十二条の二(第一項の規定による申告納付)の期限とが同一の日となる場合又は第七十二条の二(第一項の規定による申告納付に係る期限と当該清算事業申告納付」という。)に係る期限と当該清算事業申告納付(以下本条において「中間申告納付」)の日となる場合は、第七十二条の二(第一項の規定による申告納付又は当該清算事業年度予納申告納付)をすることを要しない。

附則第十六条の次に次の二条を加える。
(阪神・淡路大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例)
第十六条の二 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成七年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの(以下第三項までにおいて「被災住宅用地」といふ。)のうち、平成八年度又は平成九年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地で平成七年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者が所有するものに対して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を平成八年度又は平成九年度に係る賦課期日において同条第一項に規定する住宅用地(以下本項

官報(号外)

において「住宅用地」という。)として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定(第三百八十四条を除く。)を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二(第二項第二号中「存する住居」とあるのは、「平成七年度に係る賦課期日において存した住居」とす。

2 市町村長は、前項に規定する平成七年度に係る賦課期日における被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者が同項の規定の適用を受けようとする場合には、その者に、当該市町村の条例の定めるところにより、その旨を申告させることができる。

3 第三百四十二条第六項に規定する仮換地等(平成七年一月一日以後に使用し、又は収益することができることとなつたものに限る。)に対応する従前の土地が被災住宅用地である場合において、平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税について同項の規定により当該被災住宅用地につき土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者で第一項に規定する平成七年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者をもつて当該仮換地等に係る同条第一項の規定による平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該仮換地等を被災住宅用地とみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地」で平成七年度に係る賦課期日に定める者が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「存する住居」とあるのは「住宅

用地の上に存する住居」と、「平成七年度に係る賦課期日において存した住居」とあるのは「附則第十六条の一第一項に規定する被災住宅用地の上に平成七年度に係る賦課期日において存した住居」とする。

4 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者その他の政令で定める者

が、平成七年一月十七日から平成十年一月一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあっては、当該償却資産の価格等を決定する自治大臣又は道府県知事)が認める償却資産を取得し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における

当該取得され、又は改良された償却資産(改良された償却資産にあっては、当該償却資産の当該改良された部分)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日以後最初に固定資産税を課すこととなつた年度から三年度分の固定資産税に係るべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。

5 前項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の四中「前二条」とあるのは、「前二条又は附則第十六条の二第四項」とする。

6 市町村は、阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者その他の政令で定める者が、平成七年一月十七日から平成十年一月

用地上に存する住居」と、「平成七年度に係る賦課期日において存した住居」とあるのは「附則第十六条の一第一項に規定する被災住宅用地の上に平成七年度に係る賦課期日において存した住居」とする。

4 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者その他の政令で定める者(当該家屋が平成七年一月十七日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下本項において同じ。)の属する年の翌年の一月一日(当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋に係る固定資産税額(前条第四項を除く。)の規定の適用を受ける家屋にあっては、同条の規定の適用後の額。以下本項において同じ。)又は都市計画税額のうち、本項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合には、本項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者)とに政令で定めるところにより算定した額の合算額)のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)
第二条 改正後の地方税法附則第十六条の二の規定は、平成八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

(施行期日)
附則第十六条の二第一項中「本条」の下に「
第三条 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
附則第七条第七項中「三分の二」の下に「の額」を、「四分の三」の下に「の額(地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第号)による改正後の地方税法附則第十六条の二第四項の規定の適用を受ける当該機械その他の設備にあつては、当該滅失し、若しくは損壊した家屋を改築した場合に限り、同項に規定する期間(その末日が平成七年十二月三十一日であるものに限る。)内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第七号から第十号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、平成八年一月一日から起算して一年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらに規定に掲げる土地等の譲渡に該当することと認められることにつき自治省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を前条第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成七年十二月三十一日であるものに限る。)内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第七号から第十号までに掲げる土地等の譲渡に該当することと認められることにつき自治省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を前条第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

第三条 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
附則第三十四条の二第一項中「本条」の下に「
第三条 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
附則第七条第七項中「三分の二」の下に「の額(地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第号)による改正後の地方税法附則第十六条の二第四項の規定の適用を受ける当該機械その他の設備にあつては、当該滅失し、若しくは損壊した家屋を改築した場合に限り、同項に規定する期間(その末日が平成七年十二月三十一日であるものに限る。)内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第七号から第十号までに掲げる土地等の譲渡に該当することと認められることにつき自治省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を前条第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

ては、同項の規定により課税標準とされる額の四分の三の額)」を加える。

附則第九条第三項中「される額」の下に「(当該事務所及び倉庫のうち地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第二号)による改正後

税の特例措置並びに不動産取得税の非課税措置等を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 道府県民税及び市町村民税

(一) 阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより財産形成住宅貯蓄等の不適格払出をし、当該不適格払出に係る利子割の額がある場合において、労働者が、平成七年九月三十日までに、道府県知事に対し、当該利子割の額の還付を請求したときは、道府県は、当該利子割の額の還付等をしなければならないものとすること。

(地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律附則第七条第十七項及び第九条第三項から第五項までの規定は、平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 理由

阪神・淡路大震災の被災者の負担を図る等のため、固定資産税及び都市計画税の特例措置並びに不動産取得税の非課税措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 不動産取得税

被災市街地復興土地地区画整理事業に係る公営住宅等の用に供するための保留地の取得、復興共同住宅区内の土地の共有持分の取得及び清算金に代わる住宅等の取得について、非課税措置を講じること。

4 地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

本案は、阪神・淡路大震災の被災者の負担の

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

4 固定資産税及び都市計画税

(一) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成七年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの(以下「被災住宅用地」という。)のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、平成八年度又は平成九年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと

市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用すること。

5 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこと。

(二) この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図る等のため、固定資産税及び都市計画税の特例措置並びに不動産取得税の非課税措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成七年三月二十四日
地方行政委員長 川崎 二郎
衆議院議長 土井たか子殿

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

右
国会に提出する。

平成七年三月二十四日

内閣総理大臣 村山 富市

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律
阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次を付す。

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 所得税法等の特例(第三条―第十六条)
第三章 法人税法等の特例(第十七条―第二十一条)
第四章 相続税法等の特例(第二十九条―第三十三条)
第五章 地価税法の特例(第三十二条―第三十一条)
第六章 登録免許税法等の特例(第三十七条・第三十八条)
第七章 消費税法の特例(第三十九条・第四十条)
第八章 印紙税法の特例(第四十一条)
第九章 災害被害者に対する租税の減免、徵収
第十章 關稅法等の特例(第四十三条―第四十六条)
附則
第二条第一項第四号中「事業所得の金額」を「不動産所得の金額、事業所得の金額又は譲渡所得の金額」に、「所得稅法第二十七条第一項」を「それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款」に改定する旨を「これら」に改める。

め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三 棚卸資産 所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。
第二条第一項に次の二号を加える。
六 減価償却資産 所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。
七 国内 所得税法第二条第一項第一号に規定する国内をいう。
第二条第二項中「第四章」を「第十章」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。
2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 人格のない社団等 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。
二 事業年度 法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。
三 中間申告書 法人税法第一条第三十号に規定する中間申告書をいう。
四 確定申告書 法人税法第一条第三十一号に規定する確定申告書をいう。
五 減価償却資産 法人税法第二条第十四号に規定する減価償却資産をいう。
六 棚卸資産 法人税法第二条第二十一号に規定する棚卸資産をいう。
七 損金経理 法人税法第二条第二十六号に規定する損金経理をいう。

八 国内 法人税法第二条第一号に規定する国内をいう。
第二条中「Jの章」を「これら」に改める。
第四章中第十一条を第四十六条とし、第八条から第十条までを三十五条ずつ繰り下げ、同章を第十章とする。

第三章中第七条を第四十二条とし、同章を第九章とする。
第二章に次の十条を加える。
十 還付加算金 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。
十一 充當 国税通則法第五十七条第一項の規定による充當をいう。
十二 第五章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 土地等 地価税法(平成三年法律第六十九号)第二条第一号に規定する土地等をいう。
二 建物 地価税法第二条第九号に規定する建物をいう。
三 課税時期 地価税法第一条第四号に規定する課税時期をいう。
四 借地権等 地価税法第二条第二号に規定する借地権等をいう。
五 第七章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 事業者 消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。
二 計算期間 消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。
三 第二章 所得税法の特例」を「第二章 所得税法等の特例」に改める。
第四条第一項中「所得税法第二条第一項第十六条に規定する棚卸資産をいう。」を削り、「同法」を「所得稅法」に改める。

第五条 第二項に規定する政令で定める場合及び同項に規定する事実に該当しないものとみなす。
2 租税特別措置法第四条の三第一項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又はその履行に出した場合に限る)における同条第二項及び第九項の規定の適用については、当該事実は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同項に規定する事実に該当しないものとみなす。
第六条中「Jの章」を「これら」に改める。
第四章中第十一条を第四十六条とし、第八条から第十条までを三十五条ずつ繰り下げ、同章を第十章とする。

項第三号口若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が阪神・淡路大震災によつて被害を受けたことにより平成七年一月十七日から平成八年一月十六日までの間に生じたものであるとき(当該事実が阪神・淡路大震災によつて被害を受けたことにより生じたものであることにつき大蔵省令で定めるところによりその者の住所地の所轄税務署長の確認を受け、当該税務署長から交付を受けた当該確認をした旨の記載がある書面を当該労働者財産形成年金貯蓄契約に係る租税特別措置法第四条の三第一項に規定する金融機関の営業所等の長に提出した場合に限る。)における同条第一項及び第十項の規定の適用については、当該事実は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第十項に規定する事実に該当しないものとみなす。

(最低資本金を満たすまでの利益等の資本組入れに係るみなし配当の非課税等の適用期限の特例)

第八条 阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律第一条に規定する有限会社については、租税特別措置法第九条の四第一項中「有限会社の社員」とあるのは「有限会社(阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律(平成七年法律第四十一号)第一条に規定する株式会社について、租税特別措置法第九条の三第一項中「株式会社」とあるのは「株式会社(阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律(平成七年法律第四十一号)第一条に規定する株式会社について、租税特別措置法第十一条に規定する株式会社に限る。)と、「平成八年三月三十一日」とあるのは「平成九年三月三十一日」として、同条の規定を適用する。

(被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

第九条 個人が、平成七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、特定住宅被災市町村(阪神・淡路大震災により被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十一条に規定する住宅被災市町村となつた市町村をいう。第十三条において同じ。)の区域内において平成七年四月一日以後に新築された賃貸住宅のうち阪神・淡路大震災の被災者に賃貸される優良な賃貸住宅として政令で定めるもの(以下この条において「被災者向け優良賃貸住宅」という。)を取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該被災者向け優良賃貸住宅(租税特別措置法第十四条の規定の適用を受けるものを除く。)に係る償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅(その下欄に掲げる減価償却資産で阪神・淡路大震災による滅失し、若しくは損壊した建物(その附規定を適用する。

当該期間に係るものとの百分の百五十(当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が四十五年以上であるものについては、百分の百七十)に相当する金額とする。

属設備を含む。以下この項において同じ。)、構築物若しくは機械及び装置に代わるものとして同法の規定により定められている耐用年数が四十以上であるものについては、百分の百四十に相当する金額とする。

2 前項の規定は、租税特別措置法第二十八条の三第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三十三条、第三十三条の二第一項若しくは第二項、第三十三条の三第二項、第三十七条第一項又は第三十七条の五第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅については、適用しない。

3 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

(被災代替資産等の特別償却)

第十条 個人が、平成七年一月十七日から平成三十年三月三十一日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で阪神・淡路大震災により滅失し、若しくは損壊した建物(その附規定を適用する。

属設備を含む。以下この項において同じ。)、構築物若しくは機械及び装置に代わるものとして同法の規定により定められるものの取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。)をして、これを当該個人の事業の用(機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。)に供した場合又は同欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域(阪神・淡路大震災により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。)した建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。)及び当該被災区域である土地に付隨して一体的に使用される土地の区域内において当該個人の事業の用(機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。)に供した場合に、その用に供した日の属する年ににおける当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、これらの減価償却資産(前条の規定又は租税特別措置法第十一條から第十六条までの規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「被災代替資産等」という。)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災代替資産等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の中欄に掲げる割合(当該個人が租税特別措置法第十条第三項に規定する中小企業者に該当する個人である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合)を乗じて計算した金額との合計額とする。

資 産	割 合	割 合
一 建物又は構築物(増築され た部分を含む)でその建設の後 事業の用に供されたことのな いもの	百分の十五(平成十年四月一 日から平成十二年三月三十 日までの間に、取得等をしたも のについては、百分の十)	百分の十八(平成十年四月一 日から平成十二年三月三十 日までの間に、取得等をしたも のについては、百分の十二)
二 機械及び装置でその製作の 後事業の用に供されたことのな いもの	百分の三十一(平成十年四月一 日から平成十二年三月三十 日までの間に、取得等をしたも のについては、百分の二十)	百分の三十六(平成十年四月一 日から平成十二年三月三十 日までの間に、取得等をしたも のについては、百分の二十)

2 前条第二項の規定は、前項に規定する被災代替賃屋等について準用する。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅」とあるのは、「次条第一項に規定する被災代替資産等」と読み替えるものとする。

(被災給与所得者等が住宅資金の無利息貸付けを受けた場合の課税の特例)

第十一条 阪神・淡路大震災により自己の居住の用に供する家屋が滅失し、又は損壊した租税特別措置法第二十九条第一項に規定する給与所得者等(以下この条において「被災給与所得者等」という。)が、自己の居住の用に供する家屋(国内にあるものに限る。以下この項において同じ。)の取得又は自己の居住の用に供している家屋の増改築(次項において「住宅の取得等」という。)に要する資金に充てるため、平成七年一月十七日から平成八年十二月三十一日までの間に租税特別措置法第二十九条第一項に規定する金融機関その他政令で定める者から借り受けた場合において、その利子に充てたため当該利子の全部又は一部に相当する金額をその者に係る使用者等から使用人である地位に基づいて支払を受けたときは、その支払を受けた金額(同項又は同条第三項の規定の適用を受ける金額に相当する金額を除く。)については、所得税を課さない。

3 前二項の規定は、これらの規定に規定する経済的利益又は支払を受けた金額が被災給与所得者等に通常支給すべきであったと認められる所 得税法第二十八条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等に代 条第三項に規定する事業主団体を含む。次項に

えて支払われたと認められる場合には、適用しない。

(被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例)

第十二条 個人が、その有する土地又は土地の上に存する権利(棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「土地等」という。)で特定被災市街地復興推進地域(阪神・淡路大震災により被害を受けた市街地の土地の区域として被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域をいう。第五項及び次条において同じ。)内にあるものにつき同法による被災市街地復興土地区画整理事業(以下この条及び次条において「被災市街地復興土地区画整理事業」という。)が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分に由り、土地等及びその土地等の上に建設された同法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等(以下この条において「代替住宅等」という。)を取得したときは、当該換地処分により譲渡した土地等(代替住宅等とともに譲渡した場合又は同法第十七条第一項に規定する保留地が定められた場合に譲渡した場合等のうち当該譲渡金の額又は当該保留地の対価の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分)の譲渡がなかつたものとして、租税特別措置法第三十一条(同法第三十二条の二又は第三十三条の二の規定により適用される場合を含む。)又は第三十二条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、被災市街地復興土地区画整理事業の施行者から交付

等を取得したことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合は記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受ける同項に規定する換地処分による土地等の譲渡については、租税特別措置法第三十二条の三及び第三十三条の三第一項の規定は、適用しない。

5 個人の有する土地又は土地の上に存する権利で特定被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、当該個人が、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分により土地等及びその土地等の上に建設された被災市街地復興特別措置法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等を取得した場合を除き、当該第一項の規定の適用を受ける場合を除き、

該換地処分により取得した当該住宅又は当該住宅等は同条第一項に規定する清算金に、当該住宅又は当該住宅等の価額は同項に規定する清算金の額にそれぞれ該当するものとみなす。

6 第一項の規定の適用を受けた個人が換地処分により取得した代替住宅等につきその取得した日以後譲渡(所得税法第三十三条规定第一項に規定する建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。次項及び第十四条において同じ。)相続(限定期間内に係るものに限る。同条第七項において同じ。)、遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定期間内に係るものに限る。同項において同じ。)又は贈与(法人に対するものに限る。同項において同じ。)があった場合において、当該代替住宅等に係る譲渡(所得の金額を計算するときは、当該換地処分により譲渡した土地等(以下この項において「譲渡土地等」という。)の取得の時期を当該代替住宅等の取得の時期とし、次に掲げる金額の合計額をその取得に要した金額(以下この条及び第十四条において「取得価額」という。)とする。

1 譲渡土地等の取得価額及び改良費の額の合計額(以下この項において「取得価額等」という。)(当該譲渡土地等の譲渡に要した費用がある場合には当該費用の額を加算した金額とし、代替住宅等とともに清算金を取得した場合又は第一項に規定する保留地の対価を取得した場合には当該取得価額等及び譲渡に要した費用の額のうち当該清算金の額又は当該保

留地の対価の額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額とする。)

2 譲渡土地等とともに清算金を支出して代替住宅等を取得した場合には、当該清算金の額

3 代替住宅等を取得するために要した経費の額がある場合には、当該経費の額

4 代替住宅等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該代替住宅等

5 代替住宅等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算する場合には、当該経費の額

6 代替住宅等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算する場合には、当該経費の額

7 代替住宅等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算する場合には、当該経費の額

8 第一項の規定の適用がある場合における同項の取得価額が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

(被災市街地復興地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の規定と租税特別措置法第二章第四節第六款から第八款までの規定との調整その他同項の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

9 第十三条個人の有する土地等で次の各号に規定するものについて当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、次の各号に規定する土地等は租税特別措置法第三十三条规定第一項第二号に規定する資産に、当該各号に規定する買取りは同項第二号に規定する買取りに、当該各号に規定する対価は同項第一号に規定する対価に、当該各号に掲げる場合は同項第一号に掲げる場合にそれぞれ該当するものとみなして、同

10 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が特定住宅被災市町村の区域において施行する都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による第二種市街地再開発事業の施行区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十二条第二項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域をいう。)内にある土地等について、当該第二種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの人(土地開発公社を含む。)に買い取られ、対価を得て施設された場合(租税特別措置法第三十三条规定第一項第二号又は第三十三条の二第一項第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

11 一 被災市街地復興特別措置法第八条第三項の規定により土地が買取られる場合
二 土地等につき被災市街地復興地区画整理事業が施行された場合において、被災市街地復興特別措置法第十七条第一項の規定による保留地が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつたとき。

12 一 個人の有する土地等で特定被災市町村の区域内にあるものが、平成七年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に、地方公共団体、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買取られる場合(これらの者がこれら

の者以外の者に代わり買取る場合に該当する場合又は前項各号に掲げる場合若しくは租税特別措置法第三十三条规定第一項第一号、第三号の三条第一項に規定する減価償金を交付すべきこととなるものの施行区域(同法第二条第八条に規定する施行区域をいう。)内にある土地等について、これらの者が当該被災市街地復興地区画整理事業として行う公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの人(土地開発公社を含む。)に買い取られ、対価を得て施設された場合(租税特別措置法第三十三条规定第一項第三号の三又は第三号の四に掲げる場合に該当する場合を除く。)に該当する

二 第一項第一号若しくは第三十四条第二項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。)に該当する場合は、同項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

3 個人の有する土地等で特定被災市街地復興地区画整理事業が施行された場合において、被災市街地復興特別措置法第三十四条の二第一項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、次に掲げる

4 個人の有する土地等で特定被災市街地復興地区画整理事業が施行された場合において、被災市街地復興特別措置法第十七条第一項の規定による保留地が定められたことに伴い当該土地等に

係る換地処分により当該土地等のうち当該保

留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつたとき。

5 個人の有する土地等で特定被災市街地復興地区画整理事業が施行された場合において、被災市街地復興特別措置法第十七条第一項の規定による保留地が定められた場合には、同号に規定する保留地が定められた場合は租税特別措置法第三十三条の三第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同

号(号外)

号に規定する保留地の対価の額は同項に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなし

て、同項の規定を適用する。

5 個人が、土地開発公社に対しその有する租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する土地等で次の各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が住宅・都市整備公団が施行する当該各号に定める事業の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡は、同条第二項第一号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第一章第四節第五款の規定との調整その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第一章第四節第五款の規定との調整その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

被災市街地復興推進地域内にある土地等
被災市街地復興土地区画整理事業
特定住宅被災市町村の区域内にある土地等
都市再開発法による第二種市街地再開発事業

第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第一章第四節第五款の規定との調整その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

被災市街地復興推進地域内にある土地等
被災市街地復興土地区画整理事業
特定住宅被災市町村の区域内にある土地等
都市再開発法による第二種市街地再開発事業

及び贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。(以下この項から第五項までにおいて同じ。)をした場合において、当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までに、当該各号の下欄に掲げる資産(以下この項から第七項までにおいて「買換資産」という。)の取得(建設及び製作を含むものとし、贈与又は交換によるものその他の政令で定めるものを除く。以下この条(同表を除く。)において同じ。)をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用(同表の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その個人の事業の用。以下この条において同じ。)に供したとき(当該期間内に当該事業の用に供しなくなったときを除く。)又は供する見込みであるときは、買換資産が平成十年四月一日以後に譲渡をした同表の各号の上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得をしたもの(以下この項及び第七項において「後期買換資産」という。)でないもののうち同表の第二号から第三号までの下欄に掲げるものである場合にあっては、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下であるときは当該譲渡に係る資産の譲渡がなかったものとし、当該収入金額が当該取得価額を超えるときは当該譲渡に係る資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとし、買換資産が後期買換資産でない買換資産(同表の第四号の下欄に掲げるものに限る。)又は後期買換資産である場合にあつては、当該譲渡による収入金額が当該買換資産

の取得価額以下であるときは当該譲渡に係る資産のうち当該収入金額の百分の八十(当該買換資産が同表の第四号の下欄に掲げる後期買換資産である場合には、百分の六十)に相当する部分の譲渡があつたものとして、租税特別措置法第三十一条(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合)が当該取得価額を超えるときは当該譲渡に係る資産のうち当該取得価額の百分の八十(当該

買換資産が同表の第四号の下欄に掲げる後期買換資産である場合には、百分の六十)に相当する部分の譲渡があつたものとして、租税特別措置法第三十一条(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合)で定める部分の譲渡があつたものとして、租税特別措置法第三十一条(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合は第三十二条又は所得税法第三十二条の規定を含む。)若しくは第三十二条又は所得税法第三十二条の規定を適用する。

十三条の規定を適用する。

譲 渡 資 産	買 換 資 産
一 被災区域(第十一条第一項に規定する被災区域をいう。以下この表において同じ。)である土地若しくはその土地の上に存する権利(以下この条及び次条において「土地等」という。)又は国内にある事業の用に供される構築物等による取得(建設及び同日以後に同様の取扱いをする他の政令で定めるものとし、買換資産を含む。次号において同じ。)がされたものとのうち同表の第二号から第三号までの下欄に掲げるものである場合にあっては、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下であるときは当該譲渡に係る資産の譲渡がなかったものとし、当該収入金額が当該取得価額を超えるときは当該譲渡に係る資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとし、買換資産が後期買換資産でない買換資産(同表の第四号の下欄に掲げるものに限る。)又は後期買換資産である場合にあつては、当該譲渡による収入金額が当該買換資産	二 被災区域(第十一条第一項に規定する被災区域をいう。以下この表において同じ。)である土地若しくはその土地の上に存する権利(以下この条及び次条において「土地等」という。)又は国内にある事業の用に供される構築物等による取得(建設及び同日以後に同様の取扱いをする他の政令で定めるものとし、買換資産を含む。次号において同じ。)がされたものとのうち同表の第二号から第三号までの下欄に掲げるものである場合にあっては、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下であるときは当該譲渡に係る資産の譲渡がなかったものとし、当該収入金額が当該取得価額を超えるときは当該譲渡に係る資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとし、買換資産が後期買換資産でない買換資産(同表の第四号の下欄に掲げるものに限る。)又は後期買換資産である場合にあつては、当該譲渡による収入金額が当該買換資産
三 被災区域外の区域内にある土地等、建物又は構築物	四 被災区域外の区域内にある土地等、建物又は構築物
既成都市区域(近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域をいう。次号において同じ。)以外の区域内にある被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその区域内にある事業の用に供される減価償却資産	既成都市区域(近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域をいう。次号において同じ。)以外の区域内にある被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその区域内にある事業の用に供される減価償却資産

2 前項の規定を適用する場合において、その年中ににおいて取得をした買換資産のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ同項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該年中において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積に政令で定める倍数を乗じて計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3 前二項の規定は、平成七年一月十七日から平成十二年三月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中(前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年中に当該各号の買換資産の取得をするところにより税務署長の承認を受けたときは、当該買換資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日後一年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内)に当該各号の買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みである場合において、大蔵省令で定めるところにより納稅地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは、「税務署長の承認を受けた取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、平成七年一月十七日から平成十二年三月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内に当該各号の買換資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした買換資産(政令で定めるところにより納稅地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたものに限る)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該各号の下欄に規定する地域内における当該個人の事業の用に供する見込みである場合において、大蔵省令で定めるところにより納稅地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは、「税務署長の承認を受けた取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

5 租税特別措置法第三十七条第六項から第九項まで、第三十七条の二及び第三十七条の三第三項の規定は、第一項(前二項において準用する場合を含む。次項及び第七項において同じ。)の規定による修正申告書を提出し、又は第五項において準用する租税特別措置法第三十七条の二第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出し、又は第五項において準用する租税特別措置法第三十七条の二第一項若しくは第二項の規定による更正を受けたため、第一項の規定による特例を認められないこととなつた者をして、第一項中「供する見込みであるときは」とあるのは、「供する見込みであるときは、政令で定めるところにより」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第九条及び第十条の規定は、適用しない。

7 第一項の規定の適用を受けた者(第五項において準用する租税特別措置法第三十七条の二第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出し、又は第五項において準用する同条第三項の規定による更正を受けたため、第一項の規定による特例を認められないこととなつた者をして、第一項中「供する見込みであるときは」とあるのは、「供する見込みであるときは、政令で定めるところにより」と読み替えるものとする。

8 在庫の譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めることにより、当該買換資産の取得価額は、次の各号に掲げる買換資産の区分に応じ、当該各号に定める金額(第一項の譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額)とする。

9 後期買換資産でない買換資産で第一項の表の第一号から第三号までの下欄に掲げるものの取得価額を超える場合、当該譲渡をしたじそれれいからハまでに定める金額

イ 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合、当該譲渡をした

資産の取得価額等(取得価額並びに設備費

租税特別措置法第三十一条
七条第六項

第一項の規定の適用を

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十四条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条及び同法第五項において準用する第三十七条の三第三項において同じ。)の規定の適用を

同法第十四条第一項の資産

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条第一項

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条第五項において准用する第三十七条第七項

租税特別措置法第三十一条
七条第七項及び第八項

第一項

同法第十四条第一項の資産

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条第五項において准用する第三十七条第七項

租税特別措置法第三十一条
七条第九項

第一項

同法第十四条第一項の資産

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条第五項において准用する第三十七条第七項

租税特別措置法第三十一条
七条第二項及び第三十一条

第一項

同法第十四条第一項の資産

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条第五項において准用する第三十七条第七項

租税特別措置法第三十一条
七条第三十一条

第一項

同法第十四条第一項の資産

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条第五項において准用する第三十七条第七項

租税特別措置法第三十一条
七条第三十一条

第一項

同法第十四条第一項の資産

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条第五項において准用する第三十七条第七項

租税特別措置法第三十一条
七条第三十一条

第一項

同法第十四条第一項の資産

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条第五項において准用する第三十七条第七項

及び改良費の額の合計額をいう。以下この項において同じ。)のうちその超える額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

口 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合 当該譲渡をした資産の取得価額等に相当する金額

八 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡をした資産の取得価額等にその満たない額を計算した金額に相当する金額

一 前号に掲げる買換資産以外の買換資産 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額

イ 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合 当該譲渡をした資産の取得価額等のうちその超える額及び当該買換資産の取得価額の百分の二十(当該買換資産が同項の表の第四号の下欄に掲げる後期買換資産である場合には、百分の四十。以下この号において同じ。)に相当する金額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額と当該百分の二十に相当する金額との合計額

口 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合 当該譲渡をした資産の取得価額等のうち当該収入金額により計算した金額と当該百分の二十に相当する金額

当する金額との合計額に相当する金額

ハ 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡をした資産の取得価額等のうち当該百分の二十に相当する金額との合計額にその満たない額を加算した金額に相当する金額

八 個人が、平成七年一月十七日から平成十二年三月三十一日までの間に、その有する資産で第一項の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの(以下この項において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この項において「交換取得資産」という。)との交換(租税特別措置法第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他の政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金額をいう。以下この項において同じ。)をすべき期間(その末日が平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間にあるものに限る。内に取得をすることが困難となつた場合において、当該期間の初日から当該期間を経過した日以後二年内の日まで政令で定める日までの期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、当該各号の中欄に掲げる期間の初日から当該政令で定める日までの期間を同欄に掲げる期間とみなして、租税特別措置法第三十三条の二、第三十三条の五、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十六条の六から第三十七条の二まで及び第三十七条の五の規定を適用する。

は、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産(他資産との交換の場合にあっては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価値に相当する金額をもって第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価値に相当する金額をもって第一項の取得をしたものとみなす。

9 第二項及び第五項から前項までに定めるもののはか、第一項(第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の譲渡をした資産が第一項の表又は租税特別措置法第三十七条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同条第一項の規定により譲渡がなかつたものとされる部分の金額の計算その他第一項の規定又は同条第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(買換資産の取得期間等の延長の特例)

第十五条 租税特別措置法第三十一条の二、第三項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成七年十二月三十一日であるものに限り、内に同条第一項第七号から第十二号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となる。

なった場合で政令で定める場合において、平成八年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部が同項第七号から第十二号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を同条第三項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

二、第三十三条の五、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十六条の六から第三十七条の二まで及び第三十七条の五の規定を適用する。

個人	期間	資産
二 租税特別措置法第三十三条 第一項の規定の適用を受ける個人	同項に規定する代替資産の取得をするべき期間	同項に規定する代替資産
二 租税特別措置法第三十三条 第二項において準用する同法第三十二条第二項の規定の適用を受ける個人	同法第三十三条の二第二項において準用する同法第三十三条第二項に規定する代替資産の取得をするべき期間	同項に規定する代替資産
三 租税特別措置法第三十六条 第二項の規定の適用を受ける個人(平成七年一月六日までの間に同日同一規定期間する譲渡資産の譲渡をした者に限る)	同項に規定する当該譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までの間	同項に規定する当該譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までの間
四 租税特別措置法第三十六条 第二項の規定の適用を受ける個人	同項に規定する買換資産	同項に規定する買換資産
五 租税特別措置法第三十六条 第一項の規定の適用を受ける個人(平成七年一月六日までの間に同日同一規定期間する譲渡資産の譲渡をした者に限る)	同項に規定する当該譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までの間	同項に規定する当該譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までの間
六 租税特別措置法第三十六条 第二項において準用する同法第三十二条第二項の規定の適用を受ける個人	同法第三十六条の六第一項に規定する買換資産	同法第三十六条の六第一項に規定する買換資産
七 租税特別措置法第三十七条 第一項の規定の適用を受ける個人	同法第三十七条第一項に規定する買換資産	同法第三十七条第一項に規定する買換資産
八 租税特別措置法第三十七条 第二項において準用する同法第三十二条第二項の規定の適用を受ける個人	同法第三十七条の五第一項に規定する買換資産	同法第三十七条の五第一項に規定する買換資産

2 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十六条の二第二項において準用する同条第一項の規定の読み替えその他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。 (住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除の適用期間に係る特例)	第十六条 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等をして同項の定めるところにより居住者のその居住の用に供していいた家屋が阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった場合において、当該居住の用に供することができなくなった日(当該家屋を居住の用に供した日の属する年の翌年以後五年間の各年に限る)においてその者が当該住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、当該各年ににおける同項に規定する住宅取得等特別税額控除額について、同項中同日以後その年の十二月三十日(その者)とあるのは「その者」と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日」。次項及び第三項において同じ。)まで引き続きその居住の用に供している年とあるのは「までの各年」と、同条第二項及び第三項中「その年十一月三十一日」とあるのは「その年十一月三十一日(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十六条第一項の規定の適用を受けている年)」とあるのは「までの各年」とあるのは「その年十一月三十一日」とあるのは「その年十一月三十一日(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十六条第一項の規定の適用を受けている年)」として、同条の規定を適用する。	前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十六条の二第二項において準用する同条第一項の規定の読み替えその他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。 (住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除の適用期間に係る特例)
--	---	---

署長が認定した日までの期間)	同法第三十七条第一項に規定する買換資産	同法第三十七条第一項に規定する買換資産
長が認定した日までの期間)	同法第三十七条第一項に規定する買換資産	同法第三十七条第一項に規定する買換資産

項の居住の用に供することができなくなった日以後に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等をし、かつ、同項の定めると同様に居住の用に供することができなくなつた日の属する年を除く。)に係る同条の規定の適用を受ける同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、当該住宅借入金等を含む。次号及び次項において同じ。)とする。

第二章の次に次の六章を加える。

第三章 法人税法等の特例

(被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

第十七条 法人(人格のない社団等を含むものとし、清算中の法人を除く。以下この章において同じ。)が、平成七年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に、特定住宅被災市町村(阪神・淡路大震災により被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村となつた市町村をいう。第十九条において同じ。)の区域において平成七年四月一日以後に新築された賃貸住宅のうち阪神・淡路大震災の被災者に賃貸される優良な賃貸住宅として政令で定めるもの(以下この条において「被災者向け優良賃貸住宅」という。)を取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該法人の賃貸の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該被災者向

官報(号外)

け優良賃貸住宅へ租税特別措置法第四十七條又は同条の規定に係る同法第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この条及び次条において「償却限度額」といふ。)は、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項の規定(次項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十二条の二)の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額(法人税法第三十一条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額をいい、次項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には同条第一項に規定する政令で定める金額をいう。)と特別償却限度額(当該通借却限度額の百分の五十(当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において法人税法の規定により定められている耐用年数が十五年以上であるものについては、百分の七十)に相当する金額をいう。)との合計額(次項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

2 前項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅については、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあるのは、若しくは第四十三条から第四十九条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以

下この条及び次条において「震災特例法」という。)第十七条第一項」と、同条第二項中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十九条まで又は震災特例法第十七条第一項」と、「又は第四十六条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十六条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十六条から第四十九条まで又は震災特例法第十七条第一項」と、同条第二項中「又は第四十六条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十六条から第四十九条まで又は震災特例法第十七条第一項」として、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定は、租税特別措置法第六十四条第一項、第六十四条の二第二項、第六十五条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅について、適用しない。

4 第一項の規定は、確定申告書等(中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書をいう。以下この項において同じ。)に第一項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合については、適用しない。

5 第一項の規定の適用を受けることができる法人については、租税特別措置法第五十二条第一項中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあるのは、若しくは第四十三条から第四十九条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以

資産	割合	資産	割合
一 建物又は構築物(増築された部分を含む。)でその建設のために用に供されたことのないもの	百分の十五(平成十年四月一日から平成十二年三月三十日までの間に取得等をしたものについては、百分の二十)	二 機械及び装置でその製作の後事業の用に供されたことのないもの	百分の三十六(平成十年四月一日から平成十二年三月三十日までの間に取得等をしたものについては、百分の二十)
一 建物又は構築物(増築された部分を含む。)でその建設のために用に供されたことのないもの	百分の十八(平成十年四月一日から平成十二年三月三十日までの間に取得等をしたものについては、百分の十二)	二 機械及び装置でその製作の後事業の用に供されたことのないもの	百分の三十六(平成十年四月一日から平成十二年三月三十日までの間に取得等をしたものについては、百分の二十)
一 建物又は構築物(増築された部分を含む。)でその建設のために用に供されたことのないもの	百分の十八(平成十年四月一日から平成十二年三月三十日までの間に取得等をしたものについては、百分の十二)	二 機械及び装置でその製作の後事業の用に供されたことのないもの	百分の三十六(平成十年四月一日から平成十二年三月三十日までの間に取得等をしたものについては、百分の二十)

2 前項の規定の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十九条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条及び次条において「震災特別法」という。)第十八条第一項」と、同条第二項及び第三項中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十九条まで又は震災特例法第十八条第一項」として、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定は、租税特別措置法第六十一条の三第一項、第六十四条第一項、第六十四条の二第二項、第六十五条第一項若しくは第三項、第六十五条の七第一項、第六十五条の八第二項又は第六十七条の四第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた被災代替資産等については、適用しない。

4 前条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

5 第一項の規定の適用を受けることができる法人については、租税特別措置法第五十二条の三第一項中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十九条まで又は震災特別法第十八条第一項」として、同条の規定を適用する。

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等)

第十九条 法人の有する土地又は土地の上に存す

る権利(棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。)で次の各号に規定するものについて当該各号に掲げる場合に該当することとなる場合には、次の各号に規定する土地等はなった場合には、次の各号に規定する土地等は及び次条において「震災特別法」という。)第十八条第一項」と、同条第二項及び第三項中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十九条まで又は震災特例法第十八条第一項」として、同条の規定を適用する。

2 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が特定住宅被災市町村の区域において施行する都市再開発法による第一種市街地再開発事業の実施区域(都市計画法第十二条第二項の規定により第一種市街地再開発事業について都市計画に定められた実施区域をいう。)内にある土地等について、当該第一種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの者(土地開発公社を含む。)に買い取られ、対価を取得する場合(租税特別措置法第六十四条第一項第二号又は第六十五条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。)に該当するものとみなして、同条並びに同法第六十四条の二及び第六十五条の二の規定を適用する。

1 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が特定被災市街地復興推進地域(阪神・淡路大震災により被災を受けた市街地の区域として被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域をいう。以下この条において同じ。)において施行する同法による被災市街地復興事業(以下この条において「被災市街地復興土地区画整理事業」といって「被災市街地復興土地区画整理事業」という。)における被災市街地復興土地区画整理事業(以下この条において「被災市街地復興土地区画整理事業」といって「被災市街地復興土地区画整理事業」という。)の施行区域(同法第二条第八項に規定する施

2 法人の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、平成七年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に、地方公共団体、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合(これらの者がこれら以外の者に代わり買い取る場合に該当する場合又は前項各号に掲げる場合若しくは租税特別措置法第六十四条第一項第一号、第三号の三から第五号まで若しくは第八号、第六十五条第一項第一号若しくは第六十五条の三第一項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該買い取られる場合は、同項第一号に掲げる場合に該当する保留地が定められた場合は租税特別措置法第六十五条第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなして、かつ、同号に規定する保留地の対価の額は同項及び同条第二項第一号に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同条第一項の規定を適用する。

3 法人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが次に掲げる場合(前項の

規定が適用される場合に該当する場合を除く。)に該当することとなつた場合には、次に掲げる場合は、租税特別措置法第六十五条の四第一項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

1 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が特定住宅被災市町村の区域において施行する都市再開発法による第一種市街地再開発事業の実施区域(都市計画法第十二条第二項の規定により第一種市街地再開発事業について都市計画に定められた実施区域をいう。)内にある土地等について、当該第一種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの者(土地開発公社を含む。)に買い取られ、対価を取得する場合(租税特別措置法第六十四条第一項第二号又は第六十五条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。)に該当するものとみなして、同条並びに同法第六十四条の二及び第六十五条の二の規定を適用する。

2 法人が、土地開発公社に対しその有する土地等で次の各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が住宅・都市整備公団が施行する当該各号に定める事業の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡は、租税特別措置法第六十一条の三第四項第一

官 報 (号 外)

号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

一 特定被災市街地復興推進地域内にある土地

等 被災市街地復興土地区画整理事業

二 特定住宅被災市町村の区域内にある土地

等 都市再開発法による第二種市街地再開発事業

6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第三章第六節第二款の規定との調整その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定の資産の買換の場合の課税の特例)

第二十条 法人が、平成七年一月十七日から平成十二年三月三十一日までの間に、その有する資産(補助資産を除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。)で次の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条及び次条において「買換資産」という。)の取得、建設及び製作を含むものとし、贈与、交換、出資その他政令で定めるものを除く。以下この条(同表を除く。)及び次条において同じ。)をし、かつ、当該取得の用(同表の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その法人の事業の用。以下この条及び次条において同じ。)に供したとき(当該事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。次

号第一項において同じ。)、又は供する見込みであるときは、当該買換資産につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額(当該買換資産が、同表の第四号の買換資産(平成十年四月一日以後に譲渡をした同号の上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得をしたもの(以下この項において「後期の四号買換資産」という。)を除く。)である場合又は平成十年四月一日以後に譲渡をした同表の第一号から第三号までの上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得をしたもの(以下この項において「後期の四号買換資産」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理(法人税法第七十二条第一項第一号)に相当する金額とする。以下この項において「圧縮限度額」という。)に相当する金額とし、当該買換資産が、後期の四号買換資産である場合は、当該計算した金額の百分の六十に相当する金額とする。以下この項において「圧縮限度額」という。)により減額する金額を計算する場合においては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この項において同じ。)により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方

法(確定した決算(同号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同条第一項に規定する期間における決算)に於いて同じ。)において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その方法を含む。)により経理したときにおける金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定を適用する場合において、当該事業年度の買換資産(次項の規定により前項の規定の適用を受ける買換資産を含む。)のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ同項の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該事業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積に政令で定める倍数を乗じて算入する。

3 第一項に規定する場合において、当該法人が、その有する資産で同項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした日を含む事業年度開始の日前一年(工場等の建設に要する期間が通常

あるときは、当該買換資産につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額(当該買換資産が、同表の第四号の買換資産(平成十年四月一日以後に譲渡をした同号の上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得をしたもの(以下この項において「後期の四号買換資産」という。)を除く。)である場合又は平成十年四月一日以後に譲渡をした同表の第一号から第三号までの上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得をしたもの(以下この項において「後期の四号買換資産」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理(法人税法第七十二条第一項第一号)に相当する金額とする。以下この項において「圧縮限度額」という。)に相当する金額とし、当該買換資産が、後期の四号買換資産である場合は、当該計算した金額の百分の六十に相当する金額とする。以下この項において「圧縮限度額」という。)により減額する金額を計算する場合においては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この項において同じ。)により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方

譲 渡 資 産	買 換 資 産
一 被災区域(第十八条第一項に規定する被災区域で、以下この表において同じ。)にある土地(以下この表において「土地等」という。)若しくはその土地の上に存する権利又は構築物(その附属設備を含む。以下この表において同じ。)若しくは構築物で、当該法人により平成七年一月十七日前に取得(建設及び同日以後に取得されたもの)を含む。次号において同じ。)がされたもの	一 災区内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下この表において「土地等」という。)若しくは構築物(その附属設備を含む。以下この表において同じ。)若しくは構築物で、当該法人により平成七年一月十七日前に取得(建設及び同日以後に取得されたもの)を含む。次号において同じ。)がされたもの
二 被災区域(国外に限る。以下この表において「被災区域(国外に限る。以下この表において同じ。)内にある土地等」という。)内に構築物(以下この表において「被災区域(国外に限る。以下この表において同じ。)内に存する権利」という。)内に存する権利又は構築物を含む。以下この表において同じ。)内に存する権利又は構築物で、当該法人により平成七年一月十七日前に取得(建設及び同日以後に取得されたもの)を含む。次号において同じ。)がされたもの	二 災区内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下この表において「土地等」という。)若しくは構築物(その附属設備を含む。以下この表において同じ。)若しくは構築物で、当該法人により平成七年一月十七日前に取得(建設及び同日以後に取得されたもの)を含む。次号において同じ。)がされたもの
三 被災区域外の区域内にある土地等、建物又は構築物	三 被災区域外の区域内にある土地等、建物又は構築物

四 被災区域外の区域内にある土地等、建物又は構築物	四 被災区域外の区域内にある土地等、建物又は構築物
既成都市区域(近畿圈整備法第二条第三項に規定する既成都市区域をいう。次号において同じ。)以外の地域内にある被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はそれはその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産	口 被災区域である土地(当該法人が平成七年一月十七日前に取得をし、現に有して同一の土地の上に存する権利)に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間

いう。)第二十条第四項」と読み替えるものとする。

間に当該各号の買換資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供したとき(当該事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する日とのいずれか早い日までに当該事業の用に供しなくなったときを除く。)、又は供する見込みであるときは、当該法人は、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした当該買換資産に限り、第一項の規定の適用を受けることができる。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が同項の表及び租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同条第一項の規定により損金の額に算入される金額の計算その他のこれらの規定の適用を受ける旨の届出をした当該買換資産に限り、第一項の規定の適用を受けることができる。

4 第一項の規定の適用を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を同項の表の各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供しない場合又は供しなくなった場合には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき同項の規定により損金の額に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する日又はその供しないまでの間、以下この条において「取得指定期間」といって、当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該各号の買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供する見込みであるときは、当該譲渡をした資産の譲渡に係る

8 租税特別措置法第六十五条の七第十項(第二号を除く。)の規定は、この条及び次条に規定する用語について準用する。この場合において、同項第三号中「第三項の規定により買換資産とみなされた資産」とあるのは「震災特例法第二十条第三項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける買換資産」と、同号口の中「第一項の表」とあるのは「震災特例法第二十条第一項の表」と、「次条第一項」とあるのは「震災特例法第二十二条第一項」と、同項第四号中「第一項」とあるのは「震災特例法第二十二条第一項」と読み替えるものとする。

5 租税特別措置法第六十五条の七第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は、第一項の規定の適用を受けた買換資産について、それぞれ準用する。この場合において、同条第八項中「第四項」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特別例に関する法律(以下この条において「震災特例法」と

号を除く。)の規定は、この条及び次条に規定する用語について準用する。この場合において、同項第三号中「第三項の規定により買換資産とみなされた資産」とあるのは「震災特例法第二十条第三項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける買換資産」と、同号口の中「第一項の表」とあるのは「震災特例法第二十条第一項の表」と、「次条第一項」とあるのは「震災特例法第二十二条第一項」とあるのは「震災特例法第二十二条第一項」と読み替えるものとする。

(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第十二条 法人が、平成七年一月十七日から平成十二年三月三十一日までの間に、その有する資産で前条第一項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から同日以後一年を経過する日までの期間(同条第三

項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の買換資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該買換資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この条において「取得指定期間」といって、内に当該各号の買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供したとき、又は供する見込みであるときにについて準用する。この場合において、同項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供する見込みであるときは、当該譲渡をした資産の譲渡に係る

年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前条第一項の規定は、前項の規定の適用を受けた法人が、取得指定期間内に同項の特別勘定に係る同条第一項の表の各号の買換資産の取得をして計算した金額のうち、当該買換資産の圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として当該買換資産の圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として当該各号の買換資産が、同表の第四号の買換資産(平成十年四月一日以後に譲渡をした同号の上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得をする見込みのもの(以下この項において「後期の四号買換資産」という。)を除く。)である場合又は平成十年四月一日以後に譲渡をした同表の第一号から第三号までの上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得をする見込みのものである場合は、当該計算した金額の百分の八十に相当する金額とし、当該各号の買換資産が、後期の四号買換資産である場合は、当該計算した金額の百分の六十に相当する金額とする。)を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その經理した金額に相当する金額は、当該事業

3 前項の場合において、その買換資産に係る第一項の特別勘定として経理した金額のうち、当該買換資産の圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として当該各号に定める金額は、当該買換資産の取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 取得指定期間内に第一項の特別勘定として経理した金額(既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これららの金額を控除した金額。以下この項において「特別勘定残額」という。)を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

二 取得指定期間を経過する日において、特別勘定残額を有している場合 当該特別勘定残額

三 取得指定期間に解散した場合において、特別勘定残額を有しているとき。当該特別勘定残額

四 取得指定期間に合併により消滅した場合において、特別勘定残額で合併法人に引き継がれなかったものがあるとき。当該金額

5 前条第二項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「当該土地等に係る面積が」とあるのは、「当該土地等に係る面積と次条第一項の特別勘定の基礎となつた譲渡に係る同条第二項に規定する買換資産のうち土地等に係る面積との合計が」と読み替えるものとする。

6 前条第四項の規定は、第二項の規定の適用を受けた法人が、買換資産を当該買換資産に係る同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内において、当該買換資産を当該買換資産に係る同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内において準用する。

7 税特別措置法第六十五条の七第五項及び第六項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は、第二項の規定の適用を受けた買換資産について、それぞれ準用する。この場合において、第一項の規定を適用するときは同条第五項及び第六項中「明細書」とあるのは「明細書、取得をする見込みである買換資産につき大蔵省令で定める事項を記載した書類」と、同条第八項中「第四項」とあるのは「阪神・淡路大震災の被

災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第二十一条第六項において準用する震災特例法第二十条第四項」と読み替えるものとする。

8 租税特別措置法第六十五条の八第八項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合について準用する。この場合において、同条第八項中「第一項から前項」とあるのは「震災特例法第二十一条第二項から第七項」と、「係る第一項」とあるのは「係る同条第一項」と読み替えるものとする。

9 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表及び租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同法第六十五条の八第一項の特別勘定の金額の計算その他これららの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定の資産を交換した場合の課税の特例)

第二十二条 法人が、平成七年一月十七日から平成十二年三月三十一日までの間に、その有する資産で第二十条第一項の表の各号の上欄に掲げるもの(以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条において「交換取得資産」という。)を提出する場合において、同条第七項及び第八項の規定は、第二十三条 法人の平成七年一月十七日から平成八年一月十六日までの間に終了する各事業年度(当該各事業年度につき法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書(以下この条及び次条において「仮決算の中間申告書」という。)を提出する場合における当該仮決算の中間申告書に係る同項に規定する期間(以下この条において「中間期間」という。)を含む。以下この条において同じ。)において生じた損金額(仮決算の中間申告書を提出する場合には、同法第七十二条第一項第一号に掲げる欠損金額。以下この項において同じ。)のうち、繰戻対象震災損失金額(次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

めの金額をいう。以下この条において同じ。)を取得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)における前一条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産(他資産との交換の場合においては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもって第二十条第一項の取得をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもって第二十条第一項の取得をしたものとみなす。

(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)

第三十二条 法人税法第七十二条第一項(当該各事業年度につき法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書(以下この条及び次条において「仮決算の中間申告書」という。)を提出する場合における当該仮決算の中間申告書に係る同項に規定する期間(以下この条において「中間期間」という。)を含む。以下この条において同じ。)において生じた損金額(仮決算の中間申告書を提出する場合には、同法第七十二条第一項第一号に掲げる欠損金額。以下この項において同じ。)のうち、繰戻対象震災損失金額(次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

以下この条において同じ。)がある場合(同法第八十二条第四項(同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)には、当該各事業年度につき仮決算の中間申告書を提出する場合には、仮決算の中間申告書の提出と同時に、納稅地の所轄税務署長に対し、当該繰戻対象震災損失金額に係る事業年度(以下この条において「震災欠損事業年度」という。)開始の日(前一年第一号ハ又は第二号ハに掲げる場合に該当するときは、前一年)以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の額(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除くものとし、法人税法第六十八条(同法第一百四十四条において準用する場合を含む。)若しくは第六十九条から第七十条の二まで又は租税特別措置法第六十八条の二の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算し、(同法第四十二条から第七十条の二まで又は租税特別措置法第六十八条の二の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算し、)第一項、第六十三条の二第一項その他の政令で定めた金額とし、同法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項、第六十三条の二第一項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項、第六十三条の二第一項その他の政令で定めた規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)に、当該いずれかの事業年度(以下この条において「還付所得事業年度」という。)の所得の金額のうち占める震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額(この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とする

ものを除く。に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

一 最初にこの項の規定の適用を受ける事業年度(以下この項において「最初の適用年度」という。)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 最初の適用年度の震災損失金額(各事業年度の欠損金額(政令で定める欠損金額を除く。)のうち、阪神・淡路大震災により棚卸資産、固定資産(法人税法第二条第二十

三号に規定する固定資産をいう。)その他の政令で定める資産(次条第一項において「棚卸資産等」という。)について生じた損失に係るもので政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)が最初の適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の合計額(以下この項において「比較対象所得金額」という。)以下である場合

合 当該震災損失金額

口 最初の適用年度の震災損失金額が比較対象所得金額を超えて、かつ、当該震災損失金額の二分の一に相当する金額が比較対象所得金額以下である場合 当該震災損失金額のうち比較対象所得金額に相当する金額

ハ 最初の適用年度の震災損失金額の二分の一に相当する金額

一に相当する金額が比拠対象所得金額を超える場合 当該震災損失金額のうちその二分の一に相当する金額

二 最初の適用年度後の中間期間である場合には、当該中間期間を含む事業年度。以下この号において同

じ。)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 最初の適用年度(中間期間を除く。)及び最初の適用年度後の事業年度の震災損失金額の合計額(以下この項において「震災損失金額」という。)が比較対象所得金額以下である場合

当該事業年度の震災損失金額(仮決算の中間申告書により既に繰戻対象震災損失金額とされた金額がある場合には、当該金額を控除した残額)に相当する金額

ロ 震災損失金額が比較対象所得金額を超えて、かつ、震災損失金額の二分の一に相当する金額が比較対象所得金額以下の場合 当該事業年度の震災損失金額とされた金額に相当する金額

ハ 震災損失金額の二分の一に相当する金額が比較対象所得金額を超える場合 当該事業年度の震災損失金額のうち既に繰戻余裕額から震災損失金額のうち既に繰戻対象震災損失金額とされた金額を控除した残額に相当する金額

四 法人税法第八十一条第五項の規定は第一項の規定による還付の請求をしようとする法人について、同条第六項の規定は第一項の還付の請求があつた場合について、同条第七項の規定は第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項中「欠損金額」とあるのは「震災特例法第二十三条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額」と、同条第七項中「第一項(第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「震災特例法第二十三条第一項」と、「第一項の規定」とあるのは「同項の規定」と読み替えるものとする。

五 第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第一六条第一項第三号中の「規定」とあるのは「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律

の適用に係る繰戻対象震災損失金額を控除した金額をもって当該還付所得事業年度の所得の金額とみなして、同項の規定を適用する。

三 第一項の規定は、同項の法人が還付所得事業年度から震災欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合であつて、震災欠損事業年度の確定申告書(中間申告書の提出により既に繰戻対象震災損失金額とされた金額がある場合には、当該金額を控除した残額)に相当する金額

当該事業年度の震災損失金額(仮決算の中間申告書をその提出期限までに提出した場合(税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書(仮決算の中間申告書を除く。)をその提出期限後に提出した場合を含む。)に限り、適用する。

四 法人税法第八十一条第五項の規定は第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項中「欠損金額」とあるのは「震災特例法第二十三条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額」と、同条第七項中「第一項(第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「震災特例法第二十三条第一項」と、「第一項の規定」とあるのは「同項の規定」と読み替えるものとする。

五 法人が中間期間において生じた繰戻対象震災損失金額について第一項の規定の適用を受けた場合には、同項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた繰戻対象震災損失金額に相当する金額は、当該中間期間を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

六 法人が中間期間において生じた繰戻対象震災損失金額について第一項の規定の適用を受けた場合には、同項の規定により還付を受けるべき

関し必要な事項は、政令で定める。

(利子・配当等に係る所得税額の還付)

七 前項の規定の適用がある場合の第一項に規定する欠損金額の計算その他同項の規定の適用に

かかる損失金額の計算その他の同項の規定の適用に

かかる損失金額の計算その他の同項の規定の適用に

かかる損失金額の計算その他の同項の規定の適用に

かかる損失金額の計算その他の同項の規定の適用に

かかる損失金額の計算その他の同項の規定の適用に

かかる損失金額の計算その他の同項の規定の適用に

の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号。以下「震災特例法」という。)第二十三条(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定と、同法第五十七条第一項中「及び」とあるのは「並びに」と、「の規定により還付」とあるのは「及び震災特例法第二十三条第一項(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定による法人税額の還付」とあるのは「若しくは震災特例法第二十三条第一項(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定による法人税額の還付」とある。

第七十二条(同法第百四十五条第一項において同様の規定)の規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の二第四項第三号中「をいう」とあるのは「に、当該事業年度の阪神・淡路大震災による被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この号において「震災特例法」という。)第二十四条第一項に規定する地震灾害に係る損失金額(その事業年度(法人税法第七十二条第一項の規定により同項に規定する期間が一事業年度とみなされる場合のそのみなされる事業年度を除く。)において震災特例法第二十四条第二項に規定する仮決算の中間申告書の提出による場合に限る)による還付をされる利子・配当等に係る所得税の額(還付を受け、又は還付に代えて未納の国税に充当されたものを含む。)がある場合には、当該還付をされる利子・配当等に係る所得税の額に相当する金額を控除した残額(以下この号において「震災特例法」という。)第二条第一項第二号中「法人税の額」とあるのは「法人税の額並びに阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の特例」の規定により読み替えられた租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十八条の二(利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例)の規定により控除されるべき同条第四項第四号に規定する利子・配当等に係る所得税の額(同条第一項第二号に規定する繰越所得税額控除限度超過額に該当するものを除く。)及び同条第一項第二号に規定する繰越所得税額控除

限度超過額、第六十八条第一項（所得税額の控除）の規定により控除されるべき同項に規定する所得税の額（同法第六十八条の二第四項第四号に規定する利子・配当等に係る所得税の額を除く。）並びに第六十九条第一項（外国税額の控除）の規定により控除されるべき同項に規定する外国法人税の額をこれら順に控除をするものとした場合に震災特例法第二十四条第一項の規定により読み替えたる租税特別措置法第十八条の二の規定による控除をされるべき金額で該法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合にはその控除しきれなかつた金額と、同条第三項中「前節第一款」とあるのは「第四十条 法人税額から控除する所得税額の損金不算入」中の規定の適用」とあるのは「若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十四条第二項（利子・配当等に係る所得税額の還付）の規定の適用」と、前節第一款とする。

前項の規定により読み替えて適用される法人税法第七十二条の規定による仮決算の中間申告書の提出があつた場合において、当該仮決算の中間申告書に同条第一項第二号に規定する控除しきれなかつた金額の記載があるときは、税務署長は、当該仮決算の中間申告書を提出した法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

3 仮決算の中間申告書の提出により前項の規定による所得税の還付をされる法人の当該仮決算の中間申告書に係る事業年度における法人税法第二十六条及び第四十条並びに租税特別措置法第六十八条の二の規定の適用については、法人

税法第一二十六条第一項第一号中「又は」とあるのは「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税専徴法律の臨時特例に関する法律第一二四条第二項(中間申告による所得税額の還付)の規定」と、同法第四十条中「場合には」とあるのは「場合(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税専徴法律の臨時特例に関する法律第一二四条第二項の規定の適用を受けた場合を含む。)には」と、「還付をされる金額」とあるのは「還付をされる金額(同法第一二四条第二項の規定による還付を受け、又は還付に代えて未納の国税に充当されたものを含む。)」と、租税特別措置法第六十八条の二第四項第四号中「金額をいう」とあるのは「金額(当該事業年度において阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税専徴法律の臨時特例に関する法律第一二四条第二項の規定による還付をされる所得税の額を得税の額(還付を受け、又は還付に代えて未納の国税に充当されたものを含む。)がある場合は当該金額から当該還付をされる所得税の額を控除した金額)をいう」とする。

第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第二項の仮決算の中間申告書に係る提出期限の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当する日(同日前に充当をすることに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

第二項の規定による還付金を仮決算の中間申告書に係る事業年度の所得に対する法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額

のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

6 前二項に定めるもののほか、第二項の還付の手続その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(買換資産の取得期間等の延長の特例)

第二十五条 租税特別措置法第六十一条の三第五項の規定の適用を受けた土地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この項において同じ。)の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、同条第五項に規定する予定期間(その末日が平成七年十一月三十一日であるものに限る。)内に同条第四項第七号から第十一号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、平成八年一月一日から起算して一年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部が同項第七号から第十一号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を同条第五項に規定する予定期間とみなして、同条の規定を適用する。

2 法人が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第六十四条の二第一項に規定する代替資産又は同法第六十五条の八第一項に規定する名号の下欄に掲げる資産をこれらの規定に規定するこれらの資産の取得(これらの規定に規定する取扱いをいう。以下

官報(号外)

この項において同じ。)をすべき期間(その末日が平成七年一月十七日から同年十一月二十一日までの間にあるものに限る)内に取得をする」とが困難となつた場合において、当該期間の初日から当該期間を経過した日以後二年以内の日で政令で定める日までの期間内にこれらの資産の取得をする見込みであり、かつ、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該期間の初日から当該政令で定める日までの期間をこれらの規定に規定する期間とみなして、同法第六十四条の二及び第六十五条の八の規定を適用する。

(中間申告書等の提出を要しない場合)

第二十六条 阪神・淡路大震災に係る国税通則法
第十一条の規定による申告に関する期限の延長により、中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る事業年度の確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合又は法人税法第二百二条の規定による申告書(以下この条において「清算事業年度予納申告書」という。)の提出期限と当該清算事業年度予納申告書に係る同法第二百四条の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、同法第七十一条本文(同法第二百四十五条第一項において準用する場合を含む。)及び第五百二十二条第一項の規定にかかわらず、当該中間申告書又は当該清算事業年度予納申告書を提出することを要しない。

(政令への委任)

第二十七条 第二十条から第二十二条までの規定の適用がある場合における租税特別措置法の規定の技術的読解えその他この章の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第二十八条 偽りその他不正の行為により、第二十三条第四項において準用する法人税法第八十一条第六項の規定による法人税の還付を受けた場合に當ては、法人の代表者(人格のない社団等の代理人を含む。第三項において同じ。)、代理

人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の還付を受けた法人税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万元を超過その還付を受けた法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間によること。

5 人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四章 相続税法等の特例

(特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例)
第二十九条 平成七年一月十六日以前に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む)において同

含む。以下この条及び第三十一条において同じ。)により財産を取得した者があり、かつ、当該相続又は遺贈に係る相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十七条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限が同月十七日以後である場合において、その者が当該相続若しくは遺贈により取得した財産又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条から第三十一条までにおいて同じ。)により取得した財産(平成六年一月一日から平成七年一月十六日までの間に取得したもので相続税法第十九条の規定の適用を受けるものに限る。)で同月十七日において所有していたもののうちに、阪神・淡路大震災により相当な損害を受けた地域として大蔵大臣の指定する地域(以下この項において「指定地域」という。)内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下この条及び次条において「特定土地等」という。)又は指定地域内に保有する資産の割合が高い法人として政令で定める法人の株式若しくは出資(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「特定株式等」という。)があるときは、当該特定土地等又は当該特定株式等については、相続税法第十二条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額又は同法第十九条の規定により当該相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、同法第二十二条又は租税特別措置法第六十九条の四第一項の規定にかかる

る。

して政令で定めるものの金額とすることができる。

2 前項の規定は、平成七年一月十六日以前に民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百五十八条の三第一項の規定により同項に規定する相続財産の全部又は一部を与えられた者があり、かつ、当該相続財産の全部又は一部の遺贈に係る財産の全部又は一部で同日においてその者が所持していたもののうちに特定土地等又は特定株式等があるときについて準用する。

3 個人が平成七年一月十七日から平成十年一月十六日までの間に相続若しくは遺贈により取得した財産又は当該個人が贈与により取得した財産(平成六年一月一日以後に取得したもので相続税法第十九条の規定の適用を受けるものに限る。)のうちに、租税特別措置法第六十九条の四第二項に規定する土地等(当該相続又は遺贈に係る被相続人が平成七年一月十六日以前に取得したもので、かつ、当該個人が当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項、第二十九条第一項又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限(当該個人がこれらの申告書の提出期限前に死亡した場合においては、その死亡の日)において所有しているものに限る。)があるときは、当該特定土地等については、当該個人がこれらの申告書を提出しなくてはならない。

官報(号外)

じ。)の選択により、租税特別措置法第六十九条の四の規定を適用しないことができる。

4 前三項の規定は、これらの規定に規定する申告書(これらの中告書に係る國税通則法第十八条第一項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。)にこれらの中告書を含む。(これらの中告書を含む。)にこれらの規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合には、適用しない。ただし、これらの申告書の提出がなかったこと又は当該記載がなかったことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めると

(特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例)

第三十条 個人が平成六年一月一日から平成七年一月十六日までの間に贈与により取得した財産で同月十七日において所有していた財産のうちに、特定土地等又は特定株式等がある場合に、当該特定土地等又は当該特定株式等について、相続税法第二十一条の二に規定する贈与税の課税価格に算入すべき価額は、同法第二十

2 前条第四項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「これらの規定に規定する申告書(これらの中告書)とあるのは、相続税法第二十八条の規定による申告書(当該申告書」と、「これらの規定の」とあるのは「次条第一項の規定の」と、「これらの申告書の」とあるのは「当該申告書の」と読み替えるものとする。

(相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例)

第三十一条 同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者のうちに第二十九条第一項の規定の適用を受けることができる者がいる場合において、当該相続若しくは遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人が

相続税法第二十七条第一項又は第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が平成七年十月三十日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、同月三十一日とする。

2 同一の被相続人から遺贈により財産を取得したすべての者のうちに第二十九条第二項の規定の適用を受けることができる者がいる場合において、当該申告書の提出期限は、同月三十一日とする。

3 平成六年一月一日から同年十一月三十一日までの間に贈与により財産を取得した個人で前条の規定の適用を受けることができるものが相続税法第二十八条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、平成七年十月三十一日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、同月三十一日とする。

3 平成六年一月一日から同年十一月三十一日までの間に贈与により財産を取得した個人で前条の規定の適用を受けることができるものが相続税法第二十八条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、平成七年十月三十一日とする。

第五章 地価税法の特例

(滅失建物等の用に供されていた土地等の地価税の免除)

第三十二条 個人又は法人(地価税法第二条第七号に規定する人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)が有する土地等のうちに、阪神・淡路大震災により滅失又は損壊(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊に限る。以下この項において同じ。)をした建物その他の工作物(以下この章において「建物等」という。)の用に供されていた土地等がある場合には、その者が有する土地等について課される地価税については、当該滅失又は損壊をした建物等の用に供されていた土地等(当該滅失又は損壊をした建物等と一体的に事業の用に供される附屬施設の用に供されていた土地等(政策で定める部分を除く。以下この項において同じ。)を含む。)についての平成七年から平成九年までの各年の課税時期に係る地価税の額を免除する。この場合において、損壊をした建物等の用に供されたいた土地等(当該損壊をした建物等と一体的に事業の用に供される附屬施設の用に供されていいた土地等を含む。)についての地価税の額の免除は、当該損壊をした建物等が平成七年十月一日午前零時又は平成八年若しくは平成九年の課税時期において使用されていない年の課税時期に係るものに限るものとする。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする場合において、被災した土地等の地価税の免除の適用を受けることができるが、當該申告書の提出がなされた場合は、當該申告書の提出がなされた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

3 税務署長は、地価税の申告書の提出がなされた場合又は前項の記載若しくは添付がない地価税の申告書の提出があった場合においても、そ

の提出又は記載若しくは添付がなされたことにについてやむを得ない事情があると認めるときは、當該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項

に規定する修正申告書を含む。次項において「地価税の申告書」という。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定により免除される地価税の額の計算方法その他同一の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(被災した土地等の地価税の免除)

第三十三条 個人又は法人が有する土地等のうち

に、阪神・淡路大震災により相当の被害(地割れ、陥没、隆起その他これらに類するものによる被害であつて、政令で定める程度のもの)を受けた土地又は当該土地に係る借地権等がある場合には、その者が有する土地等について課される地価税については、當該相当の被害を受けた土地又は当該土地に係る借地権等が相当の被害を受けた部分に限る。)についての地価税の額を免除する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けよう

とする場合には、その者が有する土地等について課される地価税については、當該相当の被害を受けた土地又は当該土地に係る借地権等が相当の被害を受けた部分に限る。)についての地価税の額を免除する。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

- 3 前二項に定めるもののか、第一項の規定により免除される地価税の額の計算方法その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。
 (損壊建物等に係る土地等の地価税の免除)

- 第三十四条 個人又は法人が有する土地等のうちに、阪神・淡路大震災により損壊をした建物等(第三十二条第一項の規定の適用を受けた土地等に係るものと除く。以下この条において同じ。)で当該震災により被害を受ける直前の床面積の二分の一以上の部分が平成七年一月十八日から同年二月十七日までの間使用されていないかたな事實があるもの(以下この条において「損壊物等」という。)の用に供されている土地等がある場合には、その者が有する土地等について課される地価税については、当該損壊建物等の用に供されている土地等(当該建物等と一緒に事業の用に供される附屬施設の用に供されている土地等(政令で定める部分を除く。)を含む。)についての平成七年の課税時期に係る地価税の額を免除する。

- 2 阪神・淡路大震災により損壊をした建物等で当該建物等に係る平成七年一月十七日から同年二月十六日までの間の売上金額その他の政令で定める事業活動の稼働状況を示す指標(以下この項において「売上金額等」という。)の前年一月十七日から同年二月十六日までの間の売上金額等に対する割合が二分の一以下である事實が生じているものの用に供されている土地等については、当該事實が生じている建物等は前項に規

- 定する損壊建物等に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

- 3 第三十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
 4 前二項に定めるもののか、第一項の規定により免除される地価税の額の計算方法その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

- (被災した経済活動基盤施設に係る土地等の地価税の軽減)

- 第三十五条 個人又は法人が有する土地等のうちに、阪神・淡路大震災により地価税法別表第一第五号に規定する水道施設、同表第六号に規定する電気事業に直接必要な工作物その他政令で定める施設(以下この項において「経済活動基盤施設」という。)が被災を受けたことにより平成七年一月十八日から同年二月十七日までの間当該経済活動基盤施設による供給が断たれた土地等がある場合には、その者が有する土地等について課される地価税については、当該損壊建物等の用に供されている土地等(当該建物等と一緒に事業の用に供される附屬施設の用に供されている土地等(政令で定める部分を除く。)を含む。)についての平成七年の課税時期に係る地価税の額を免除する。

- 2 第三十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
 3 前二項に定めるもののか、第一項の規定により免除される地価税の額の計算方法その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

- (阪神・淡路大震災の被災者等に係る地価税の免除)
 第三十六条 個人又は法人が有する土地等のうちに、阪神・淡路大震災の被災者に対する災害救助法(昭和二十一年法律第百八十八号)第二条の規定

- 定に基づく救助(次項において「救助」という。)として供与される同法第二十三条第一項第一号の応急仮設住宅(次項において「応急仮設住宅」という。)の用に供する土地等として関係府県知事又は関係市町長に政令で定める日までに貸し付けられた土地等(使用貸借であることその他この政令で定める要件を満たして貸し付けられたものに限る。)がある場合には、その者が有する

- 土地等について課される地価税については、当該貸し付けられた土地等についての平成七年の課税時期に係る地価税の額を免除する。
 2 前項の規定の適用を受ける建物の新築又は取得のための資金の貸付け(貸付けに係る債務の保証を含む。以下この条において同じ。)が行われるとき又は賦払の方法によりその対価の支払が行われるときにおけるその貸付けに係る債権(当該保証に係る求償権を含む。)又はその賦払金に係る債権を担保するため受けた当該建物を目的とする抵当権の設定の登記については、当該建物の所有権の保存又は移転の登記と同時に受けたものに限り、登録免許税を課さない。

- 2 前項の規定の適用を受ける建物の新築又は取得のための資金の貸付け(貸付けに係る債務の保証を含む。以下この条において同じ。)が行われるとき又は賦払の方法によりその対価の支払が行われるときにおけるその貸付けに係る債権(当該保証に係る求償権を含む。)又はその賦払金に係る債権を担保するため受けた当該建物を目的とする抵当権の設定の登記については、当該建物の所有権の保存又は移転の登記と同時に受けたものに限り、登録免許税を課さない。
 3 第三十二条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。
 4 前二項に定めるもののか、第一項又は第二項の規定により免除される地価税の額の計算方法その他これららの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

- (第六章 登録免許税法等の特例)
 第三十七条 阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律第二条に規定する株式会社及び有限会社については、租税特別措置法第八十四条中「平成八年三月三十一日」とあるのは「平成八年三月三十一日(阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例)」として、同条の規定を適用する。

- 政令で定める者が阪神・淡路大震災により滅失した建物又は当該震災により損壊したため取り壊した建物に代わるものとして新築又は取得をした建物で政令で定めるものの所有権の保存又は移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより平成七年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に受けるものに限り、登録免許税を課さない。
 2 前項の規定の適用を受ける建物の新築又は取得のための資金の貸付け(貸付けに係る債務の保証を含む。以下この条において同じ。)が行われるとき又は賦払の方法によりその対価の支払が行われるときにおけるその貸付けに係る債権(当該保証に係る求償権を含む。)又はその賦払金に係る債権を担保するため受けた当該建物を目的とする抵当権の設定の登記については、当該建物の所有権の保存又は移転の登記と同時に受けたものに限り、登録免許税を課さない。
 3 第三十八条 阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律第二条に規定する株式会社及び有限会社については、租税特別措置法第八十四条中「平成八年三月三十一日」とあるのは「平成八年三月三十一日(阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例)」として、同条の規定を適用する。

第七章 消費税法の特例

(納稅義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例)

第三十九条 阪神・淡路大震災の被災者である事業者で平成七年一月十七日の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第九条第四項の規定の適用を受けることをやめようとするものが、同条第

第三十七条第一項の規定による申告に関する限り、該届出書をその提出した日の属する課税期間以後の課税期間によるものが、これらの規定による届出書を国税庁長官が当該震災の状況及び当該震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する限りの延長の状況を勘案して別に定める日(以下この条において「指定日」という。)までにその納稅地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を消費税法第九条第四項又は第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の前日(当該課税期間が同法第九条第四項又は第三十七条第一項に規定する事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間であつて、かつ、当該届出書が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合は、当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合に提出したものとみなして、同法第九条第四項又は第三十七条第一項の規定を適用する。

2 消費税法第九条第四項又は第三十七条第一項の規定による届出書を提出した事業者が阪神・淡路大震災の被災者となつた場合における当該事業者に係る同法第九条第五項又は第三十七条第二項の規定による届出書の提出については、当該届出書が指定日までにその納稅地を所轄する税務署長に提出される場合に限り、同法第九条第六項又は第三十七条第三項の規定は、適用しない。

3 阪神・淡路大震災の被災者である事業者で平成七年一月十七日の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第九条第四項の規定の適用を受けることをやめようとするものが、同条第

五項の規定による届出書を指定日までにその納稅地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書をその提出した日の属する課税期間以後の課税期間同条第四項の規定による届出書を指定日までにその納稅地を所轄する税務署長に提出したときは、当該税務署長に提出したものとみなして、同条第

五項の規定による届出書を指定日までにその納稅地を所轄する税務署長に提出したときは、当該税務署長に提出したものとみなして、同条第

四 阪神・淡路大震災の被災者である事業者で平成七年一月十七日の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けることをやめようとするものが、同条第二項の規定による届出書を指定日までにその納稅地を所轄する税務署長に提出したときは、当該税務署長に提出されたことをやめようとする課税期間の初日の前日(当該課税期間が同法第九条法律(昭和四十二年法律第二十三号)別表第一第一号の課税物件の物件名欄に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成七年一月十七日から平成十年三月三十一日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さない。

附則 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章に十条を加える改正規定(第十六条に係る部分に限る。)は、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第二号)の施行の日から施行する。

(被災給与所得者等が住宅資金の無利息貸付け等を受けた場合の源泉徴収に関する経過措置)

第二条 改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「新法」という。)第十一項の規定の適用を受ける経済的利益でこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に受けたものに係る所得

ことを要しない。

第八章 印紙税法の特例

(特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税)

第四十一条 地方公共団体又は国民金融公庫その他政令で定める者(以下この条において「公的貸付機関等」という。)が阪神・淡路大震災により被害を受けた者に対する金銭の貸付け(当該公的貸付機関等が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。)に係る印紙税

子に充てるための金額で施行日前に支払を受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第十二条第二項の規定の適用を受ける利子に充てるための金額で施行日前に支払を受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新法第十三条第一項の規定は、個人が施

行日以後に行う同項各号に規定する土地等の譲渡について適用する。

4 新法第十三条第五項の規定は、個人が施行日以後に行う同項各号に掲げる土地等の譲渡について適用する。

5 新法第十四条の規定は、個人が平成七年一月十七日以後に同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得(建設及び製作を含む。)をする場合について適用する。

6 新法第十四条の規定は、個人が平成七年一月十七日以前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利息等に係る源泉徴収税額の還付

7 新法第十四条の規定は、個人が平成七年一月十七日以前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利息等に係る源泉徴収税額の還付

8 新法第十四条の規定は、個人が平成七年一月十七日以前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利息等に係る源泉徴収税額の還付

9 新法第十四条の規定は、個人が平成七年一月十七日以前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利息等に係る源泉徴収税額の還付

10 新法第十四条の規定は、個人が平成七年一月十七日以前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利息等に係る源泉徴収税額の還付

11 新法第十四条の規定は、個人が平成七年一月十七日以前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利息等に係る源泉徴収税額の還付

12 新法第十四条の規定は、個人が平成七年一月十七日以前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利息等に係る源泉徴収税額の還付

13 新法第十四条の規定は、個人が平成七年一月十七日以前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利息等に係る源泉徴収税額の還付

14 新法第十四条の規定は、個人が平成七年一月十七日以前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利息等に係る源泉徴収税額の還付

15 新法第十四条の規定は、個人が平成七年一月十七日以前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利息等に係る源泉徴収税額の還付

16 新法第十四条の規定は、個人が平成七年一月十七日以前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利息等に係る源泉徴収税額の還付

17 新法第十四条の規定は、個人が平成七年一月十七日以前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利息等に係る源泉徴収税額の還付

18 新法第十四条の規定は、個人が平成七年一月十七日以前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利息等に係る源泉徴収税額の還付

19 新法第十四条の規定は、個人が平成七年一月十七日以前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利息等に係る源泉徴収税額の還付

20 新法第十四条の規定は、個人が平成七年一月十七日以前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利息等に係る源泉徴収税額の還付

徴収された所得税の額がある租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する労働者は、政令で定めるところにより、平成七年九月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、当該徴収された所得税の額の還付を請求することができる。

租税特別措置法第四条の二第一項に規定する労働者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、労働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第四項第一号口若しくはハ、同項第二号ハ若しくはニ又は同項第三号ハ若しくはニに定める要件に該当しないこととなる事実

租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成促進法第六条第二項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益第一租税特別措置法第四条の三第一項に規定する労働者財産形成年金貯蓄契約又はその履行同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益第一号口若しくはハ、同項第二号口若しくはハ又は同項第三号口若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実

租税特別措置法第四条の二第一項に規定する労働者財産形成年金貯蓄に係る第一号口若しくはハ、同項第二号口若しくはハに定める要件につき、労働者財産形成促進法第六条第二項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益第一号口若しくはハ、同項第二号口若しくはハ又は同項第三号口若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実

租税特別措置法第四条の三第一項に規定する労働者財産形成年金貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益第一号口若しくはハ、同項第二号口若しくはハ又は同項第三号口若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実

租税特別措置法第四条の三第一項に規定する労働者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、労働者財産形成促進法第六条第二項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益第一号口若しくはハ、同項第二号口若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実

租税特別措置法第四条の三第一項に規定する労働者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、労働者財産形成促進法第六条第二項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益第一号口若しくはハ、同項第二号口若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実

租税特別措置法第四条の三第一項に規定する労働者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、労働者財産形成促進法第六条第二項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益第一号口若しくはハ、同項第二号口若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実

ある場合には、その適する「こととなつた日」までの期間とする。
 （被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等に関する経過措置）
 第六条 新法第十九条第一項の規定は、法人（新法第二条第二項第一号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が施行日以後に行う新法第十九条第一項各号に規定する土地等の譲渡について適用する。
 2 新法第十九条第五項の規定は、法人が施行日以後に行う同項各号に掲げる土地等の譲渡について適用する。
 （特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）
 第七条 新法第二十条の規定は、法人が平成七年一月十七日以後に同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。）をする場合における当該資産について適用する。

（震災損失の繰戻しに係る還付請求書の提出期限に関する経過措置）
 第八条 平成七年一月十七日を含む新法第二条第二項第一号中「第七条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。
 （平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法の一部改正）
 第十二条 平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成六年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。
 第二条第三号中「第七条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。
 （平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法の一部改正）
 第十一条 平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成六年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。
 第二条第三号中「第二章第四節第二款から第八款まで」の下に「（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十二条から第十五条まで並びに阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第二号）附則第三条及び第四条の規定を含む。）」を加える。

（特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税に関する経過措置）
 第九条 新法第四十一条の規定により印紙税を課さないこととされる同条に規定する消費貸借に関する契約書で平成七年一月十七日から施行日の前日までの間に作成したものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、当該納付された印紙税を印紙税（昭和四十二年法律第二十三号）第十四条第一項の過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。
 第十条 平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成六年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。
 第二条第三号中「第七条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。
 （阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書）
 一 議案の目的及び要旨
 本案は、阪神・淡路大震災（以下「大震災」という。）による被害が、広範な地域にわたり、同時・大量・集中的に発生したこと等を踏まえ、被災者、被災企業の被害に対する早急な対応及び被災地における生活・事業活動の復旧等への対応を図る等のため、所得税、法人税その他課税に関する法律の一部を改正するもので、その主な内容は次のとおりである。
 1 被災者・被災企業の被害に対する早急な対応
 (一) 住宅取得促進税制の適用の特例
 本制度適用の住宅が大震災により滅失等に係る課税等の特例として、六年の控除期間のうちの残存期間につき継続適用を認める。
 (二) 財形住宅貯蓄等の普及課税等の特例
 財形住宅（年金）貯蓄の大震災に伴う目的外の払出しの場合にも、利子等の普及課税等を行わない。
 (三) 法人税の繰戻し還付
 前年の法人税額のうち「震災損失額」に対する部分の税額を還付する。また、その還付税額が「震災損失額の二分の一に対

官報 (号外)

応する部分の税額」に満たない場合には、その満たない部分につき、更に一年さかのばって還付する。

(四) 法人の利子・配当等に係る源泉所得税額の還付
震災損失額を限度として、利子・配当等につき源泉徴収された所得税額のうち法人税額から控除しきれなかつた部分を還付する。

(五) 相続税・贈与税の特例
大震災の被災日前の相続又は贈与で被災日以降に申告期限が到来する場合、指定地域内の土地及び一定の非上場株式については、大震災発生直後の価額によることがでるべきものとする。

(六) 被災土地等についての地価税の減免
原状回復が困難な建物等の敷地等につき、平成七年から平成九年分の地価税を免除する。

(七) 建物等が損壊し、その床面積の二分の一以上の部分が平成七年一月十八日から同年一月十七日までの間継続して使用されなかつた場合には、その建物等の敷地等につき、平成七年分地価税を免除する(建物等が損壊し、平成七年一月十七日から同年一月十六日までの間の売上金額その他一定の指標の前年比が二分の一以下となつた場合もこれと同様にみなして

その満たない部分につき、更に一年さかのばって還付する)。

(四) 法人の利子・配当等に係る源泉所得税額の還付
震災損失額を限度として、利子・配当等につき源泉徴収された所得税額のうち法人税額から控除しきれなかつた部分を還付する。

(五) 相続税・贈与税の特例
大震災の被災前の相続又は贈与で被災日以降に申告期限が到来する場合、指定地域内の土地及び一定の非上場株式については、大震災発生直後の価額によることがでるべきものとする。

(六) 被災土地等についての地価税の減免
大震災により自己の住宅が滅失等した従業員が、企業から住宅の取得等を目的とした無利子又は低利融資を受ける場合、従業員が受けける経済的利益には所得税を課さない。

(七) 住宅資金の貸付けを受けた場合の課税の特例
大震災により自己の住宅が滅失等した従業員が、企業から住宅の取得等を目的とした無利子又は低利融資を受ける場合、従業員が受けける経済的利益には所得税を課さない。

(八) 土地譲渡益課税の特例
(1) 被災市街地復興推進地域等内で施行される土地区画整理事業・第二種市街地再開発事業に関連して、次の措置を講ずる。
ア 地方公共団体等が被災市街地復興推進地域内で行う土地区画整理事業のため、土地等を事業計画決定前に買い取る場合につき、五千万円特別控除の適用を認める。

(九) 登録免許税・印紙税の特例
(1) 大震災により滅失等した住宅、工場、事務所等の建物に代えて取得する建物につき、所有権の保存・移転登記、その取得資金の抵当権の設定登記に係る登録料を免除する。

(2) 政府系金融機関又は地方公共団体等が大震災の被害者を対象として行う住宅資金、設備資金等の特別貸付けに関する作成される消費貸借に関する契約書につき、印紙税を課さない。

3 その他

(一) 買換資産の取得期間等の延長
居住用財産及び特定の事業用資産の買換えの特例等について、買換資産等を予定期間に取得等をすることが困難であるときは、一定の要件の下に、当該予定期間の延長を二年の範囲内で認める。

(二) 消費税の届出書の提出の特例
大震災により被災した事業者につき、消

適用する)。

(四) 電気、水道等の供給が平成七年一月十八日から同年一月十七日までの間断された土地等につき、平成七年分地価税の二分の一を免除する。

(七) 応急仮設住宅の敷地等についての地価税の免除
一定の日までに地方公共団体に貸し付けられる応急仮設住宅の敷地につき、平成七年分地価税を免除する。

(注) 右記の「被災区域」とは、大震災により滅失した建物等の敷地の用に供されていた土地及び当該建物等と一緒に的に事業の用に供される附屬施設の用に供されていた土地の区域をいう(左記四において同じ)。

り滅失した建物等の敷地の用に供され

ていた土地及び当該建物等と一緒に的に事業の用に供される附屬施設の用に供

されていた土地の区域をいう(左記四において同じ)。

の適用を認める。また、住宅・都市整備公団に代わって土地開発公社が買取る場合につき、軽減税率の適用を認めることとする)。

(2) 大震災により被災市街地復興特別措置法に規定する住宅被災市町村とされた市町村の区域内の土地等が、大震災の復旧事業の用に供する等のために地方公共団体又は住宅・都市整備公団等に買い取られる場合につき、二千万円特別控除の適用を認める。

(3) 大震災により滅失等した住宅、工場、事務所等の建物に代えて取得する建物につき、所有権の保存・移転登記、その取得資金の抵当権の設定登記に係る登録料を免除する。

(4) 大震災により被災市街地復興特別措置法に規定する住宅被災市町村とされた市町村の区域内の土地等が、大震災の復旧事業の用に供する等のために地方公共団体又は住宅・都市整備公団等に買い取られる場合につき、二千万円特別控除の適用を認める。

(5) 大震災により滅失等した住宅、工場、事務所等の建物に代えて取得する建物につき、所有権の保存・移転登記、その取得資金の抵当権の設定登記に係る登録料を免除する。

(6) 大震災により滅失等した住宅、工場、事務所等の建物に代えて取得する建物につき、所有権の保存・移転登記、その取得資金の抵当権の設定登記に係る登録料を免除する。

(7) 大震災により滅失等した住宅、工場、事務所等の建物に代えて取得する建物につき、所有権の保存・移転登記、その取得資金の抵当権の設定登記に係る登録料を免除する。

費税の課税事業者選択届出書等の提出が遅れた場合においても、本来の提出時期までに提出された場合と同様の効果を生ずるものとする。

(二) その他所要の規定の整備を行う。

4 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行する。

一 議案の可決理由

本案は、阪神・淡路大震災による被害が、広範な地域にわたり、同時に大量・集中的に発生したこと等を踏まえ、被災者、被災企業の被害に対する早急な対応及び被災地における生活・事業活動の復旧等への対応を図る等のため、所得税、法人税その他国税関係法律の特例を講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成七年三月二十四日

大蔵委員長 尾身 幸次

衆議院議長 土井たか子殿

緊急失業対策法を廃止する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月十七日

参議院議長 原 文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

緊急失業対策法を廃止する法律案
緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

(健康保険法の一部改正)

第二条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の七第三号を削る。

(健康保険法の一改訂に伴う罰則に関する経過措置)

第三条 前条の規定による改正後の健康保険法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家公務員法の一部改正)

第四条 国家公務員法(昭和二十一年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十七号及び第十八号を削る。

(地方財政法の一改訂)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第七号を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

二四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三十二号を削る。

第十三条 削除

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

二四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第三十二号を削る。

第十三条 削除

(地方公務員法の一部改正)

第七条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第六号を削る。

第一百四十六条 削除

附則に次の二項を加える。

(特別職に属する地方公務員に関する特例)

21 第三条第三項各号に掲げる職のほか、地方公共団体が、緊急失業対策法を廃止する法律(平成七年法律第二百六十一号)の施行の際に失業者であつて同法の施行の日前二月間に十日以上同法による廃止前の緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)第二条第一項の失業対策事業に使用されたもの及び自治省令で定めるこれに準する失業者(以下「旧失業対策事業従事者」という)に就業の機会を与えることを主たる目的として平成十三年三月三十日までの間に実施する事業のため、旧失業対策事業従事者のうち、公共職業安定所から失業者として紹介を受けて雇用した者で技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外のものの職は、特別職とする。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

2 この法律は、平成八年四月一日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、緊急失業対策法に基づく失業対策事業に就労する失業者数が大幅に減少している現状にかんがみ、同法を廃止しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 緊急失業対策法は、廃止するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、緊急失業対策法に基づく失業対策事業に就労する失業者数が大幅に減少している現状にかんがみ妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成七年三月二十四日

衆議院議長 土井たか子殿

(昭和四十六年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第二条 削除

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一改訂)

第九条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第一百四十六条 削除

(労働省設置法の一部改正)

第十条 労働省設置法(昭和二十四年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第五十一号中「緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)」を削る。

第五条第六十号及び第六十一号を次のように改める。

第六十条第一項中「緊急失業対策法」を削る。

六十及び六十一 削除

(労働省設置法の一部改正)

第七条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第一百四十六条 削除

衆議院議長 土井たか子殿

労働省設置法(昭和二十四年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

三百四十六条 削除

(労働省設置法の一部改正)

第十条 労働省設置法(昭和二十四年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

二四四年法律第八十九号」を削る。

第五条第六十号及び第六十一号を次のように改める。

六十及び六十一 削除

(労働省設置法の一部改正)

第六十条第一項中「緊急失業対策法」を削る。

二四四年法律第八十九号」を削る。

第五条第六十号及び第六十一号を次のように改める。

六十及び六十一 削除

官報(号外)

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成七年三月十三日

内閣総理大臣 村山 富市

二 本件の議決理由

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した。

右報告する。

平成七年三月二十四日

労働委員長 笹山 登生

衆議院議長 土井たか子殿

労働省設置法第十条第四項の規定により、公共職業安定所の出張所を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名	称	位	置
小倉公共職業安定所大手町出張所	北九州市		

理由

労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共職業安定所の出張所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的

官 報 (号 外)

平成七年三月二十四日 衆議院会議録第十七号

第三明治
三十一年三月三十一日
便物誌可

(第十号の発送は都合により後日となるため、第十七号を先に発送しました。)

発行所
〒105 東京都港区
虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局

電話
03 (3587) 4294
定価
配税 本号一部
送六円を含む
料別